

第3期津幡町 子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)



令和7年3月

津 幡 町

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の背景.....	1
第2節 これまでの少子化対策の取り組み.....	2
第3節 子ども・子育て支援事業計画の策定.....	4
第2章 津幡町の子育てをめぐる現況.....	7
第1節 人口動態と子どもの世帯.....	7
第2節 少子化の動向と関連統計.....	12
第3節 保育・教育環境の状況.....	22
第4節 ニーズ調査結果から見た子育ての状況.....	32
第5節 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価と課題.....	39
第3章 目指す子ども・子育て支援の方向.....	43
第1節 計画の基本理念.....	43
第2節 計画の基本目標.....	44
第3節 計画の基本方針.....	45
第4節 計画の施策体系.....	47
第4章 子ども・子育て支援事業の今後の方向性.....	48
基本目標1 子どもの健やかな成長をはぐくむ支援の充実.....	48
基本目標2 子育て家庭の不安や負担の軽減に向けた支援の充実.....	51
基本目標3 地域ぐるみで子育てを支援する環境づくり.....	58
第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制.....	62
第1節 ニーズ量推計の手順.....	62
第2節 教育保育の提供区域の設定.....	64
第3節 幼児期の学校教育・保育量の見込みと提供体制の確保.....	65
第4節 子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保.....	67
第6章 計画の推進.....	76
第1節 計画の周知.....	76
第2節 計画の推進.....	76
第3節 計画推進にあたっての役割.....	78
資料編.....	79

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、平成24年8月22日に「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法が公布されました。この3法に基づいて平成27年度から開始された新たな子ども・子育て支援制度を推進するため、都道府県及び市区町村に、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。また、当初平成26年度までの時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」も10年間延長され、「切れ目のない子ども・子育て支援」を行うこととなりました。

その後も子育てを取りまく環境の改善・支援のため、「新子育て安心プラン」(2020(令和2)年)、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」(2021(令和3)年)などが相次いで公表・決定され、令和5年4月にはこども家庭庁の設置及び「こども基本法」の施行が行われるなど、国を挙げての取り組みが行われています。具体的には、保護者の負担軽減に留まらず、貧困家庭やヤングケアラーへの支援など、子ども自身の幸せを考える子育て支援に重点が置かれるようになりました。

本町においては、平成28年に「住んでみたい、ずっと住みたい ふるさと つばた」を将来像として「第5次津幡町総合計画」を策定し、社会情勢を反映して令和3年に改訂を行い、令和7年までにその実現を目指して、町勢の発展に取り組んできました。また、保健福祉部門においては、「笑顔があふれ誰もが元気に暮らせるまち」を目指して「結婚から子育てまで切れ目のない支援の充実」に向かい、児童福祉や保健事業を進めています。

こうした中で、本町においては、県都金沢市に隣接する人口急増地区と山間地の過疎地区の間の地域的な差が顕著になっていること、また産前・産後休暇明けからの保育需要、管外からの入所希望、ひとり親家庭の児童など、保育需要の多様化や様々なニーズへの対応、幼稚園や認定こども園も含めた教育・保育を中心とした子育てに関わる各種事業の必要性がさらに高まっているところです。

第2節 これまでの少子化対策の取り組み

近年の少子化対策は、平成2年の「1.57ショック※」を契機としたエンゼルプランからはじまり、平成15年の少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法に基づき、総合的な施策が講じられてきました。平成24年に子ども・子育て関連3法が成立し、新たな子育て支援対策に取り組むこととなりました。

本町においても「エンゼルプラン」「次世代育成支援行動計画」に引き続き「子ども・子育て支援事業計画」の策定に至っています。

■これまでの子ども・子育て支援の取り組み

年次	内容
平成6年 12月	「エンゼルプラン」作成
平成11年 12月	「新エンゼルプラン」作成
平成14年 1月	新しい「日本の将来推計人口」の公表
	5月 少子化対策に関する総理大臣の指示
	9月 「少子化対策プラスワン」を厚生労働大臣から総理大臣に報告
平成15年 3月	「次世代育成支援に関する当面の取組方針」の取りまとめ
	7月 「次世代育成支援対策推進法」及び「児童福祉法改正法」の成立
	9月 「少子化社会対策基本法」の制定
平成16年 3月	「少子化対策大綱」の策定
平成17年 3月	「津幡町次世代育成支援前期行動計画」の策定
平成19年 12月	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定
平成22年 1月	子ども・子育て新システム検討会議の発足
	「子ども・子育てビジョン」の策定
	3月 「津幡町次世代育成支援後期行動計画」の策定
	6月 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」の決定
平成24年 3月	「子ども・子育て新システムの基本制度」の決定
	8月 「子ども・子育て関連3法」の可決
平成26年 7月	「放課後子ども総合プラン」の策定
	11月 「まち・ひと・しごと創生法」の可決
	12月 「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の閣議決定
平成27年 3月	「少子化社会対策大綱」の策定
	4月 「子ども・子育て支援新制度」の施行
	第1期「津幡町子ども・子育て支援事業計画」の策定

年次	内容
平成 28 年 6月	「ニッポン一億総活躍プラン」の策定
平成 29 年 3月	「働き方改革実行計画」の策定
平成 30 年 4月	「子ども・子育て支援法」改正
	6月 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」成立
	9月 「新・放課後子ども総合プラン」の策定
令和元年 5月	「子ども・子育て支援法」改正
	6月 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」改正
	10月 幼児教育・保育の無償化の開始
	11月 「子供の貧困対策に関する大綱」決定
令和2年 3月	第2期「津幡町子ども・子育て支援事業計画」策定
	5月 「第4次少子化社会対策大綱」策定
	10月 「子供の貧困対策に関する大綱」改訂
	12月 「全世代型社会保障改革の方針」策定
	「新子育て安心プラン」公表
令和3年 4月	「子供・若者育成支援推進大綱(第3次)」決定
	5月 「子ども・子育て支援法」及び「児童手当法」改正
	7月 「子ども・子育て支援新制度の見直しに関する基本方針」決定
	12月 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」決定
令和4年 6月	「子ども・子育て支援法施行令の一部改正」施行
	12月 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」決定
令和5年 3月	「こども・子育て政策の強化について(試案)」公表
	4月 「こども家庭庁」設置／「こども基本法」施行
	9月 「子ども・子育て支援に関する新たな財政支援策」発表
	12月 「こども大綱」決定
令和6年 5月	「子ども・子育て支援法」改正
	6月 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」改正
	「子ども・子育て支援金制度」創設
令和7年 3月	第3期「津幡町子ども・子育て支援事業計画」策定

※1.57ショック:女性が一生の間に産む子どもの数を示す合計特殊出生率が人口維持に必要とされる 2.08を大きく下回ったことから、少子化の傾向が明らかとなったこと。

第3節 子ども・子育て支援事業計画の策定

1 計画策定の趣旨

令和2年度からスタートした第2期「津幡町子ども・子育て支援事業計画」は、令和6年度で計画期間が満了します。本町では、子どもを安心して産み育てられる社会の構築を重要施策の一つと位置付け、平成27年に「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本理念とし、第1期「津幡町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画では、子どもの視点に立ち、すべての子どもの健やかな成長を等しく保障することを目指し、住民が未来に希望を持ち、安心して子どもを産み育てられるまちづくりを進めてきました。

令和2年度からの第2期計画では、第1期の施策や方策を引き継ぎ、さらに発展させることで、「切れ目のない子ども・子育て支援」の実施を一層推進してきました。これにより、本町で子育てをする町民の皆様が、安心して子育てができると実感し、本町に住んでよかったと感じられるような施策の展開を目指してきました。

今回策定する第3期計画では、これまでの施策を充実させるとともに、新たに貧困家庭やヤングケアラーへの支援など、保護者のみならず、子ども自身の幸せや成長に焦点を当てた支援策を盛り込んでまいります。

2 計画策定の目的・定義

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく市町村行動計画としての位置付けも含めて策定します。

令和5年4月には、「こども基本法」が施行され、市町村は「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が一元化された「こども大綱」などを勘案し、「市町村こども計画」を定めることが求められています。国においても、「こども・子育て支援加速化プラン」において、サービスの量から質への転換、全年齢層への切れ目のない支援、社会全体での子育て支援に向けた意識改革が進められています。

本町でも、これらの状況を踏まえ、地域全体で進めてきた子育て家庭への支援をさらに充実させるとともに、こども計画に必要なとされる内容を盛り込み、この計画が子どもたちの健やかな成長を支える指針となることを目指して策定します。

3 子ども・子育て会議の設置

新制度では、有識者、地方公共団体、子育て当事者、子育て支援当事者などが子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与できる仕組みとして、国をはじめ都道府県、市町村に「子ども・子育て会議」を設置することとしました。

本町の「子ども・子育て会議」は子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき設置され、町が作成する事業計画の記載事項などについて定める「基本指針」及び各種の基準などについて、検討を行っています。

子ども・子育て会議には、次のような役割があります。

- ① 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- ② 特定地域型保育事業(小規模保育や事業所内保育など)の利用定員の設定に関すること。
- ③ 子ども・子育て支援計画の策定に関すること。
- ④ 町の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。

4 住民ニーズ調査の実施

子ども・子育て支援事業計画においては、必要な教育・保育の量の見込みを算出し、それらを提供する体制の確保や時期を示すこととされています。

また、社会変化のスピードが近年ますます速くなっていることなどから、現代の子育て家庭が困っていること、求めていることなどをより正確に把握するため、住民ニーズ調査を実施し、その内容を反映することとしました。

【調査概要】

調査時期 令和6年8月26日～9月12日

調査対象 就学前の子、もしくは小学生の子を持つ保護者

調査方法 郵送配布／郵送回答

回収率 就学前:46.3% 小学生:43.4%

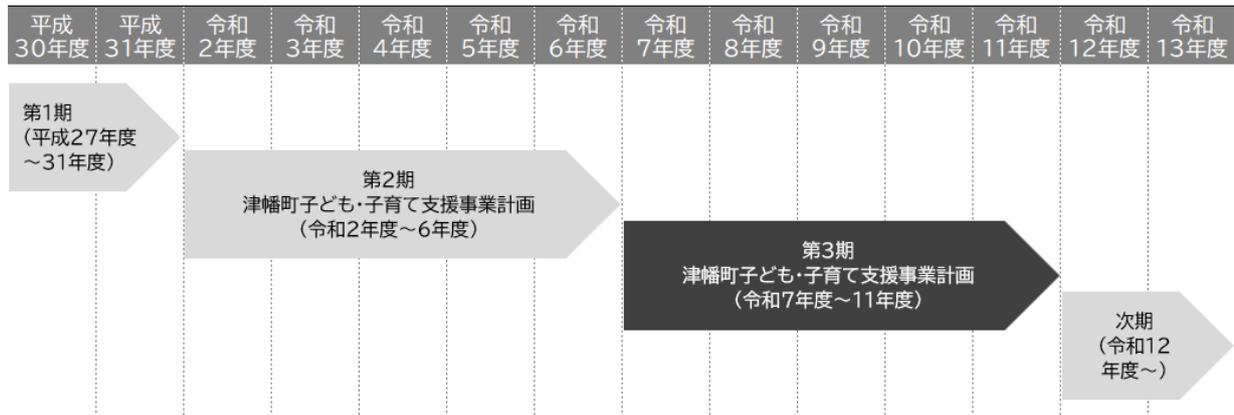
5 他計画との調和

子どもと子育てを取り巻く一連の施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどあらゆる分野にわたるため、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要です。

そのため、津幡町総合計画を上位計画と位置づけつつ、津幡町教育振興計画、津幡町地域福祉計画、津幡町障害福祉計画・障害児福祉計画、男女共同参画推進プランをはじめとした、他の計画などとの整合を図ります。

6 計画の期間

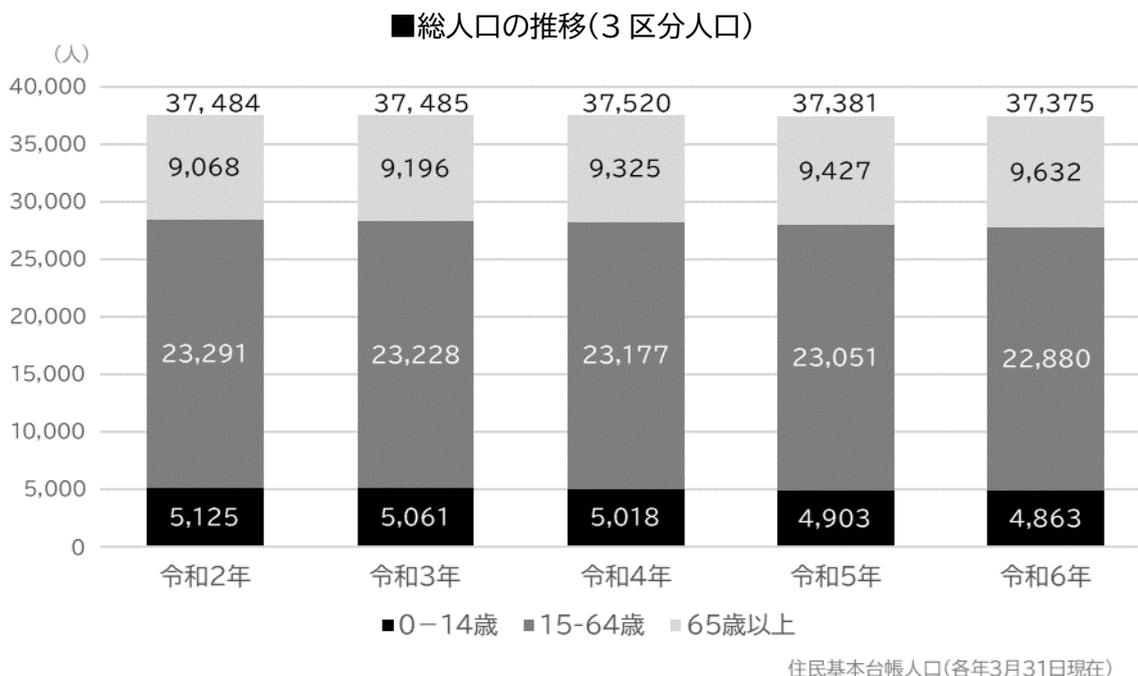
第3期「津幡町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間は、令和7(2025)年度を初年度とし、令和11(2029)年度までの5年間を計画期間とします。



第2章 津幡町の子育てをめぐる現況

第1節 人口動態と子どもの世帯

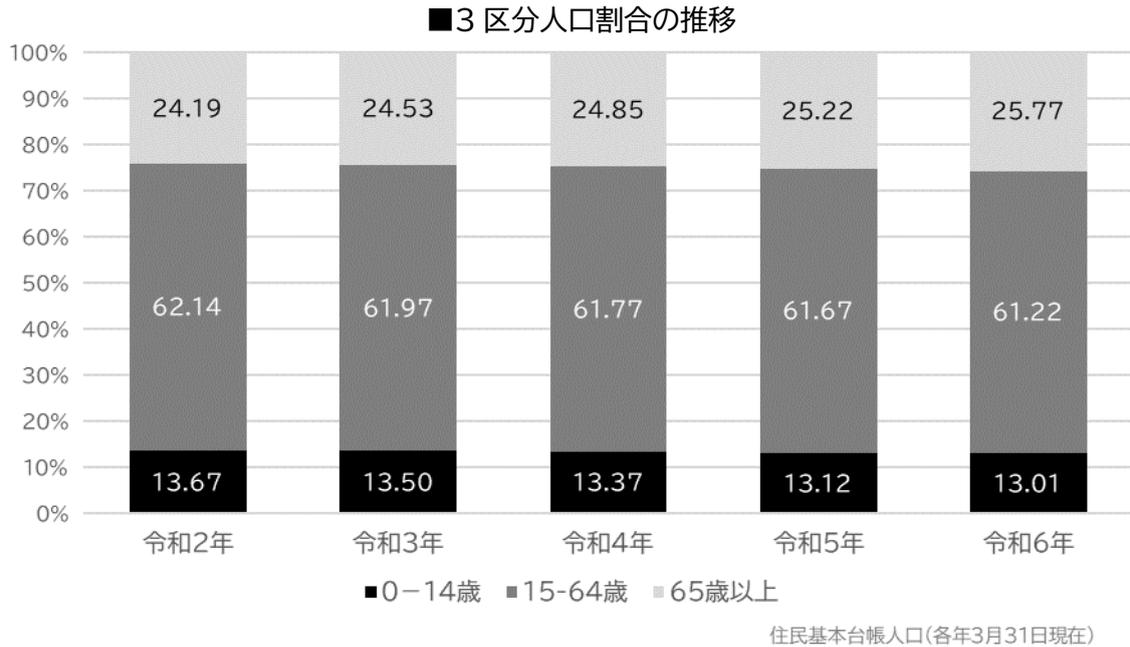
(1)人口の推移



本町の総人口は概ね横ばいの状態にあると言えますが、長期的に見れば緩やかな減少傾向が続いており、令和6年3月末時点で、37,375人となっています。

年齢3区分別に見ると、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)は減少しており、令和6年では年少人口は4,863人と、この5年の間に5,000人を割り込みました。また、同時点での生産年齢人口は22,880人となっています。

対して老年人口(65歳以上)は高齢化に伴い増加を続けており、同じく令和6年では9,632人となっています。



■3区分人口の5年変化(令和2年を1と置いた場合)

	0~14歳	15~64歳	65歳以上
全国	0.93	0.98	1.01
石川県	0.92	0.97	1.01
津幡町	0.95	0.98	1.06

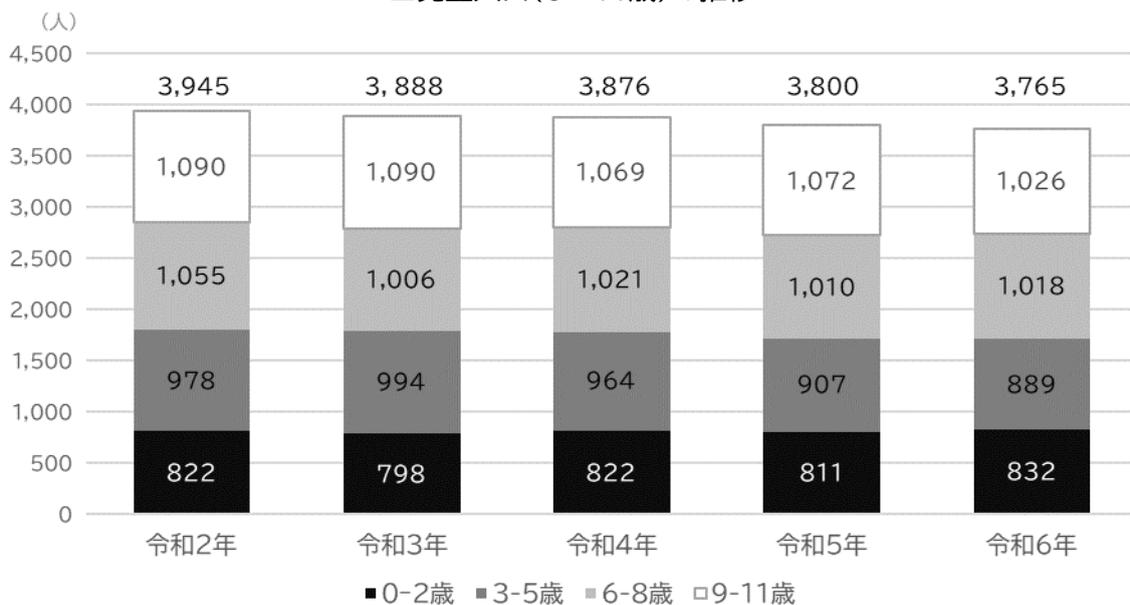
住民基本台帳人口(各年1月1日現在)

本町の総人口を年齢3区分別人口割合で見ると、年少人口(0~14歳)及び生産年齢人口(15~64歳)は、人口の減少に伴い人口割合も緩やかに低下しています。令和6年では、年少人口割合は13.01%、生産年齢人口割合は61.22%となっています。

一方老年人口割合は、人口の増加に伴ってその割合も増加しており、令和6年では25.77%となり、人口の4分の1となっています。

この変化を、令和2年を1と置いて比較すると、年少人口の減少率は国・県に比べて緩やかであることが分かります。一方で老年人口については、転入超過や長寿命化が進み、国・県に比して人口増の伸びが大きいと言えます。

■児童人口(0~11歳)の推移



住民基本台帳人口(各年3月31日現在)

本町の児童人口(0~11歳)は、年少人口の減少と比例して緩やかに減少しています。令和2年の3,945人と比較して、令和6年では3,765人と、180人(約5%)減少しています。

■各年齢の人口推移

年齢		R6	R5	R4	R3	R2								
生年	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	
R6	265													
R5	244	278	1.14											
R4	266	280	289	1.09										
R3	248	276	287	301	1.21									
R2	242	269	280	285	292	1.21								
R1		274	281	286	291	296	1.08							
H30			306	329	331	331	334	1.09						
H29				335	339	347	350	353	1.05					
H28					324	326	337	335	331	1.02				
H27						319	324	327	325	331	1.04			
H26							349	354	357	360	361	1.03		
H25								325	328	332	332	334	1.03	
H24									381	380	381	380	386	1.01

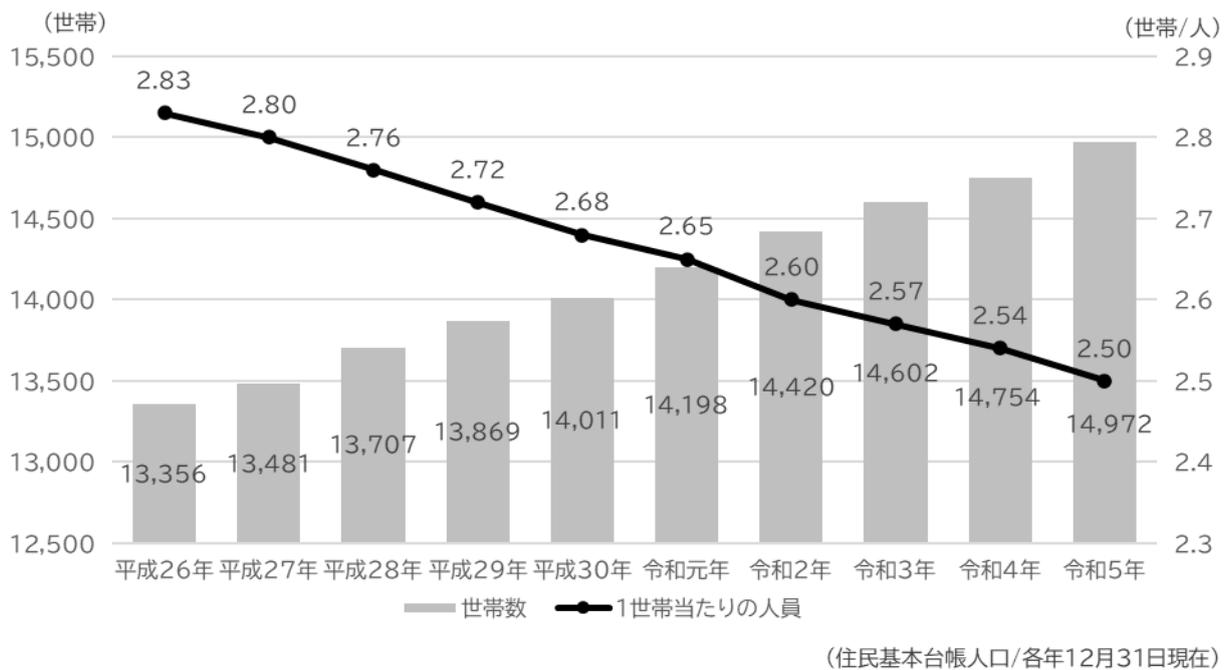
住民基本台帳人口(各年3月31日現在)

※縦列の「生年」は同期日の住民基本台帳人口において、0歳と計上された年。
 ※横列の年齢は、令和6年3月31日付集計において、計上された年齢。
 ※表内に記載された計算値は、表中の計上初年の人口を1として、最終年の割合を示したものの。

また、各年齢の人口がどのように推移しているかをコーホート集計により見た場合では、令和6年時点で児童年齢に属する全ての階層において、この5年間で人口増が見られました。

同期間内での人口上昇率は比較的低年齢児童の方が大きいことから、子どもが未就学の時点で本町へ転入する層が一定数存在することがうかがえます。

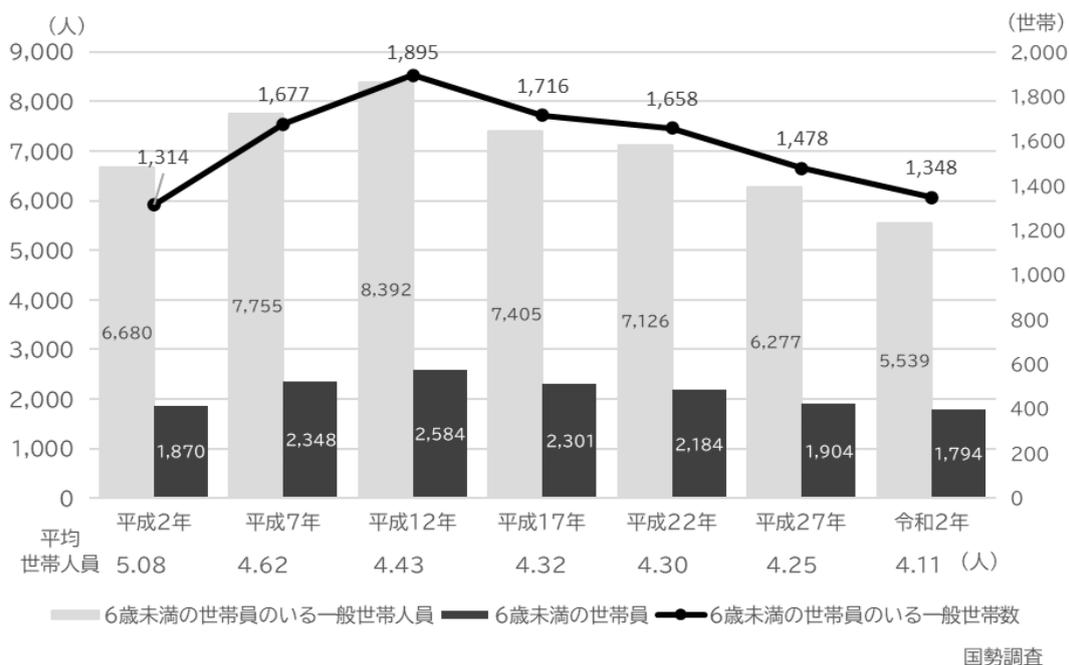
(2)世帯数及び1世帯あたりの人員の推移



本町の世帯数は増加傾向にあり、令和5年末には14,972世帯と、5年前の令和元年から見て約5.5%、10年前の平成26年から約12%と、比例的に増加しています。

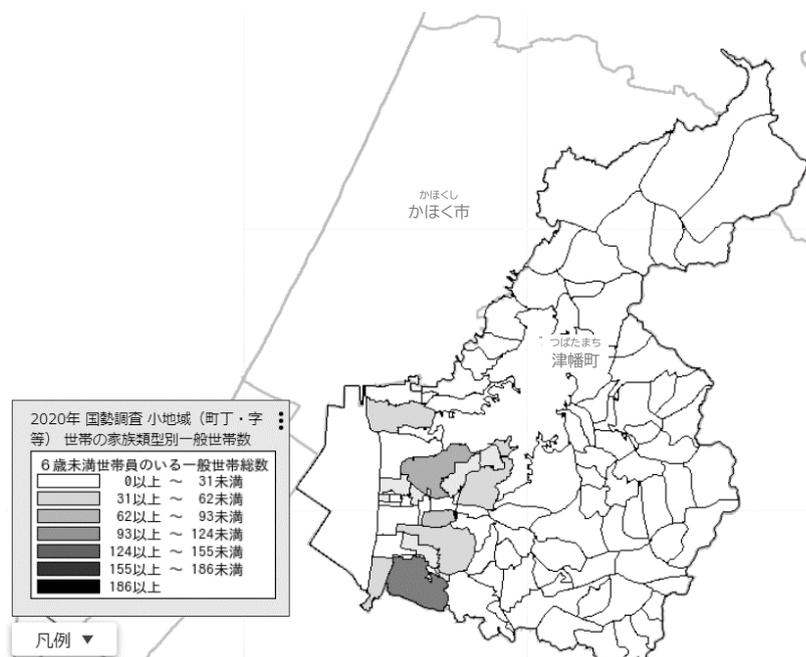
1世帯あたり人員は減少傾向で、令和5年には1世帯あたり2.5人となり、両親と子ども一人の家庭よりも平均世帯員数が少ないことから、単身世帯や夫婦のみといった、少人数の世帯が多くなっていることが分かります。

(3) 6歳未満の親族がいる一般世帯の推移



本町の6歳未満の世帯員のいる一般世帯数は、平成12年以降減少傾向にあり、令和2年では1,348世帯、世帯人員は5,539人、そのうち6歳未満の世帯員は1,794人となっています。

また、6歳未満の世帯員のいる平均世帯員数はこの30年減少しており、核家族化の進行、あるいは世帯あたりの子どもの人数が減少することにより、1世帯あたりの人員数が少なくなっていることが分かります。



また、6歳未満の世帯員がいる一般世帯は、図のように本町の南西部を中心に分布しています。

(4)ひとり親世帯の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
母子世帯	99	147	175	178	158
父子世帯	28	38	33	29	27
計	127	185	208	207	185
一般世帯中(%)	1.26	1.68	1.75	1.65	1.38
20歳未満世帯員のいる世帯中(%)	2.93	3.91	4.49	4.79	4.69

単位:世帯

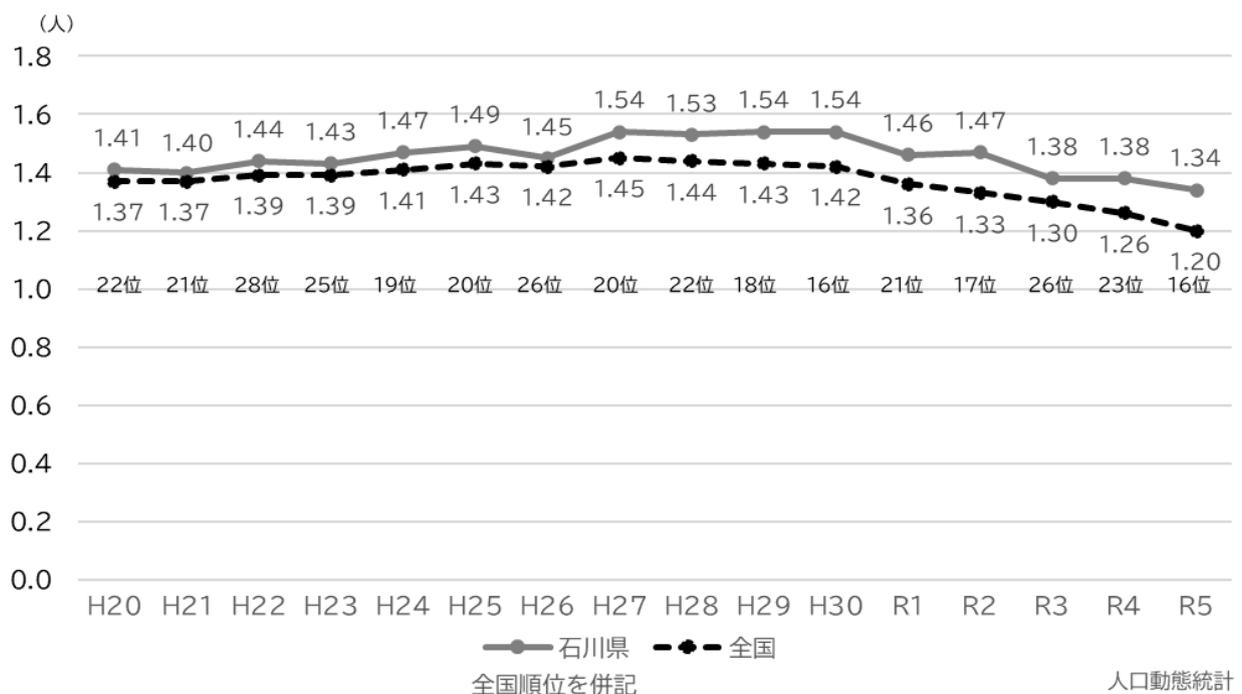
※母子／父子世帯の定義は、未婚、死別又は離別の女親・男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯(他の世帯員がないもの)

国勢調査

本町の母子／父子世帯数は、令和2年では158世帯となっています。令和2年には母子／父子世帯共に減少しており、町内の一般世帯中、また20歳未満の世帯員のいる世帯中に占める割合も、微減しています。母子／父子世帯共に、平成22年もしくは27年をピークに世帯数の減少が見られるのは、全国的な傾向です。

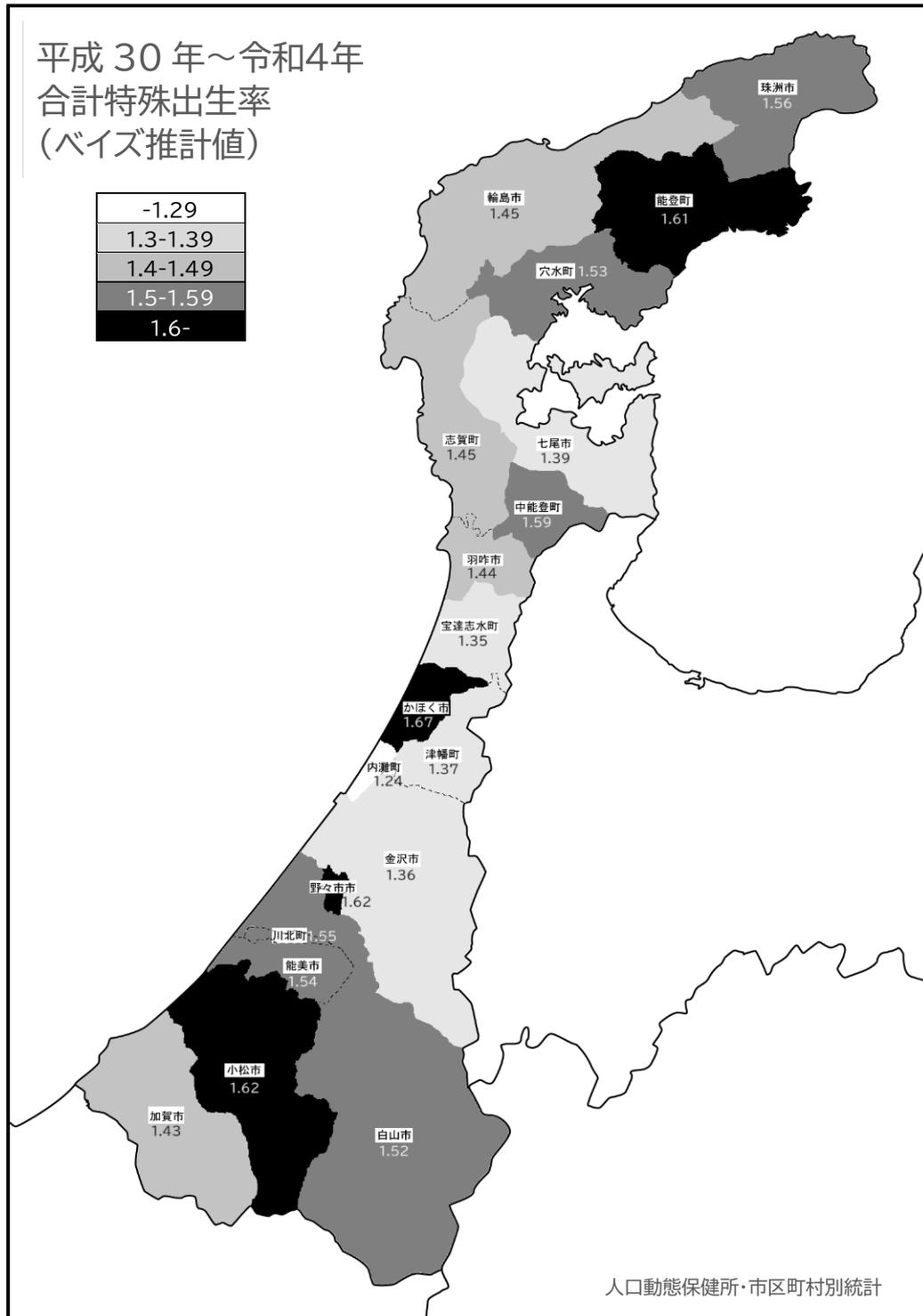
第2節 少子化の動向と関連統計

(1)合計特殊出生率(石川県)の推移

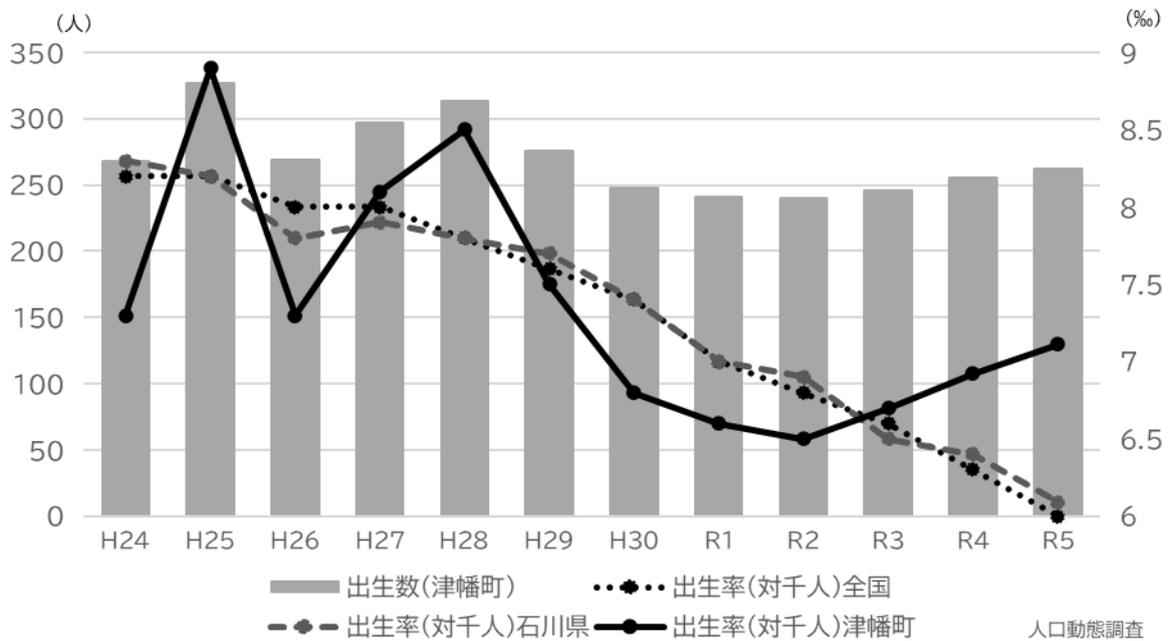


石川県の合計特殊出生率は、平成20年以降上昇傾向にあり、比較的安定していましたが、令和2年の新型コロナウイルス感染症の流行期以降、低下傾向に転じています。全国平均と比べると若干高い水準にあり、都道府県順位も真ん中よりやや上に位置しています。しかしながら、現在の人口を維持するために必要とされる2.08という値から見ると、大きく下回っている状態にあります。

また、人口動態保健所・市区町村別統計による5年間の合計特殊出生率を自治体別に比較して見ると、本町の合計特殊出生率は県内においてはやや低めに位置しています。



(2) 出生数、出生率の推移



本町の出生数は、平成24年以降増減を繰り返しており、令和5年では262人となっています。

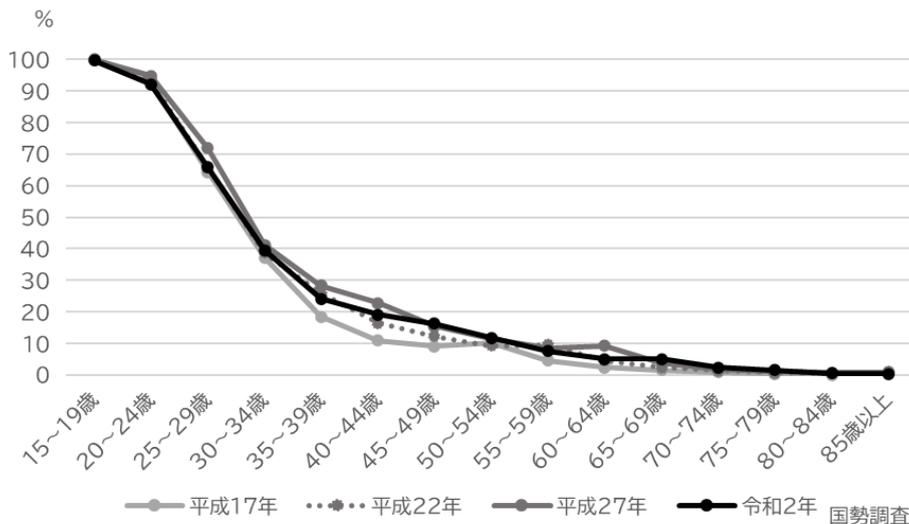
全国的また県内の様子を見ても人口あたりの出生率は低下していますが、本町の状況については人口そのものが大きくないため、出生数の増減が比率に反映されやすく、増減が大きく見えています。

(3) 未婚率の推移と比較

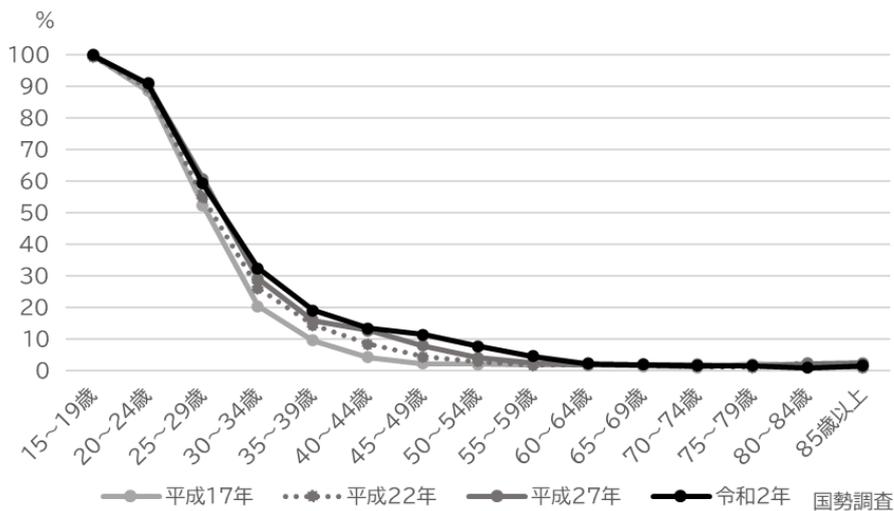
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
15~19歳	99.8	99.6	99.9	99.6
20~24歳	92.7	93.2	94.7	92.1
25~29歳	64.3	65.6	71.9	65.8
30~34歳	37.2	38.7	41.2	39.6
35~39歳	18.5	25.8	28.3	24.2
40~44歳	10.9	16.5	22.8	19.1
45~49歳	9	12.2	15.4	16.2
50~54歳	10.1	9.3	11.5	11.7
55~59歳	4.6	9.6	8.5	7.6
60~64歳	2.3	4.6	9.2	5.1
65~69歳	1.5	2.3	3.7	5.1
70~74歳	0.9	1.3	1.7	2.3
75~79歳	0.4	0.7	1	1.5
80~84歳	0	0.5	0.7	0.5
85歳以上	0.5	0.8	0.9	0.4

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
15~19歳	99.7	99.2	99.6	99.7
20~24歳	88.5	89.4	90.8	90.7
25~29歳	52.3	54.7	60.6	59.1
30~34歳	20.3	26	29	32.2
35~39歳	9.4	14.3	15.7	19
40~44歳	4.1	8.2	12.6	13.3
45~49歳	2.1	4.2	7.7	11.2
50~54歳	2	2.8	4	7.6
55~59歳	1.7	1.6	2.3	4.4
60~64歳	1.6	1.7	1.8	2.1
65~69歳	1.3	1.8	1.8	1.8
70~74歳	0.9	1.1	1.7	1.5
75~79歳	1.9	1	1.4	1.5
80~84歳	1.8	2.3	2.1	0.7
85歳以上	0.9	0.8	2.3	1.4

■未婚率(男性)



■未婚率(女性)



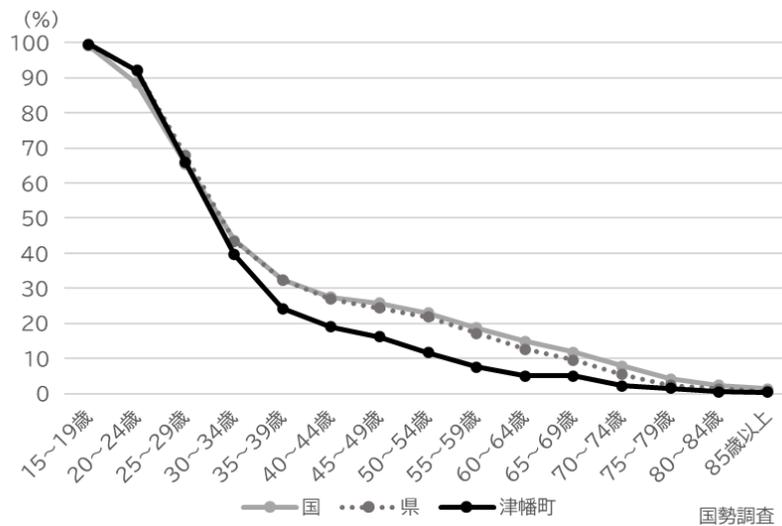
本町の未婚率は、男女共に、調査の都度増加傾向にあります。しかし、令和2年では25～29歳の未婚率が男女ともに減少しており、引き続き傾向を注視する必要があります。

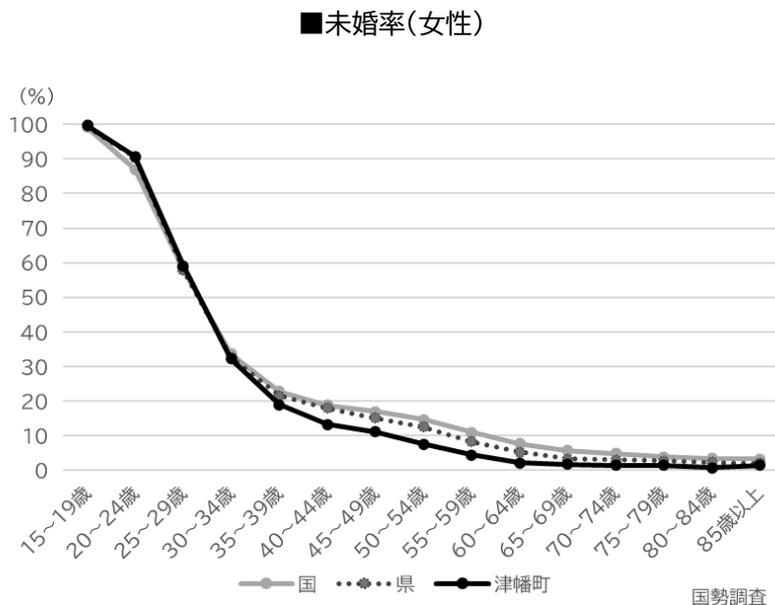
■未婚率の国・県との比較

男性	単位:%		
	国	県	津幡町
15~19歳	99.1	99.2	99.6
20~24歳	88.5	91.9	92.1
25~29歳	65.4	67.9	65.8
30~34歳	43.7	43.5	39.6
35~39歳	32.4	32.5	24.2
40~44歳	27.6	26.9	19.1
45~49歳	25.8	24.4	16.2
50~54歳	23.0	21.8	11.7
55~59歳	18.8	17.2	7.6
60~64歳	14.9	12.7	5.1
65~69歳	11.9	9.6	5.1
70~74歳	7.9	5.5	2.3
75~79歳	4.2	2.4	1.5
80~84歳	2.4	1.5	0.5
85歳以上	1.4	0.7	0.4

女性	単位:%		
	国	県	津幡町
15~19歳	99.1	99.4	99.7
20~24歳	87.1	90.4	90.7
25~29歳	58.2	57.9	59.1
30~34歳	33.6	32.7	32.2
35~39歳	22.8	21.6	19.0
40~44歳	18.8	17.9	13.3
45~49歳	17.0	15.2	11.2
50~54歳	14.7	12.6	7.6
55~59歳	11.0	8.3	4.4
60~64歳	7.7	5.3	2.1
65~69歳	5.7	3.4	1.8
70~74歳	4.8	3.0	1.5
75~79歳	3.9	2.7	1.5
80~84歳	3.4	2.3	0.7
85歳以上	3.3	2.0	1.4

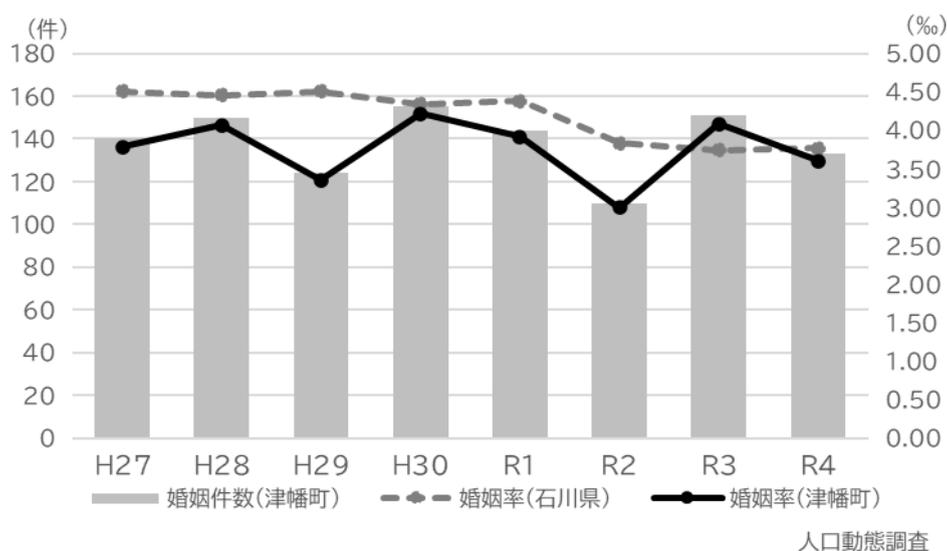
■未婚率(男性)





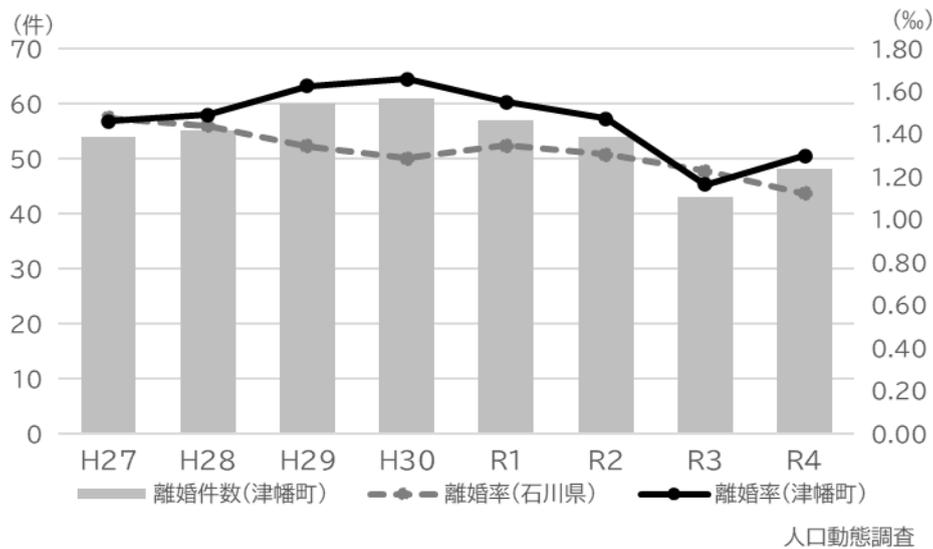
本町の男性の未婚率を国・県と比較すると、令和2年では、男女共に30～34歳以降の未婚率は国・県より低くなっています。特に男性の未婚率が比較的低いことが特徴です。

(4) 婚姻数、婚姻率の推移



本町の婚姻数は、近年では新型コロナウイルス感染症の流行により行動が制限された令和2年には110件まで落ち込んだものの、その後概ね元の水準まで戻っているように見えます。婚姻率が県平均より低く、また先に見た未婚率も低い状況は、本町への既婚者層の転入があることを示しています。

(5)離婚数、離婚率の推移

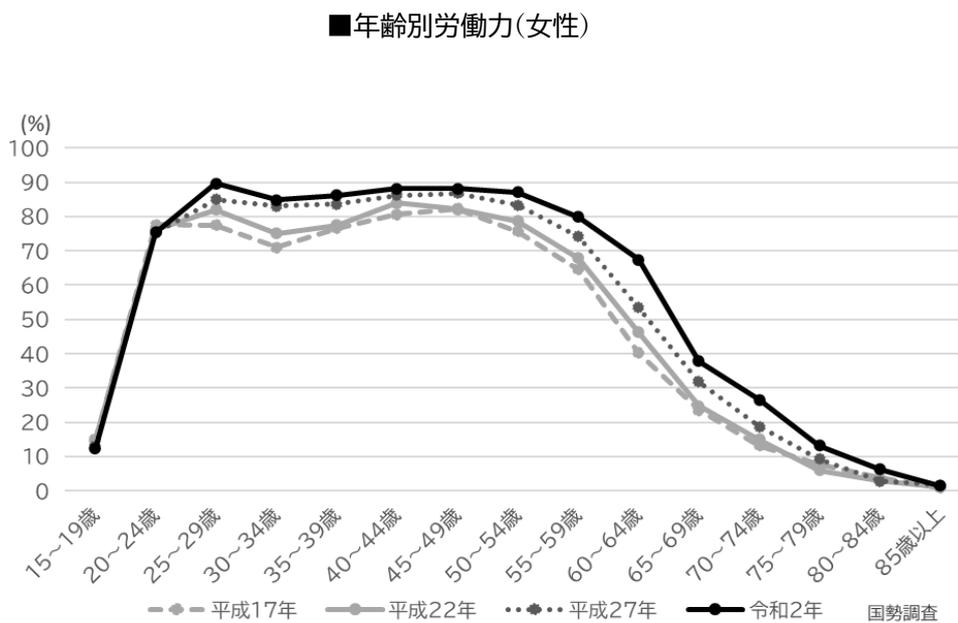
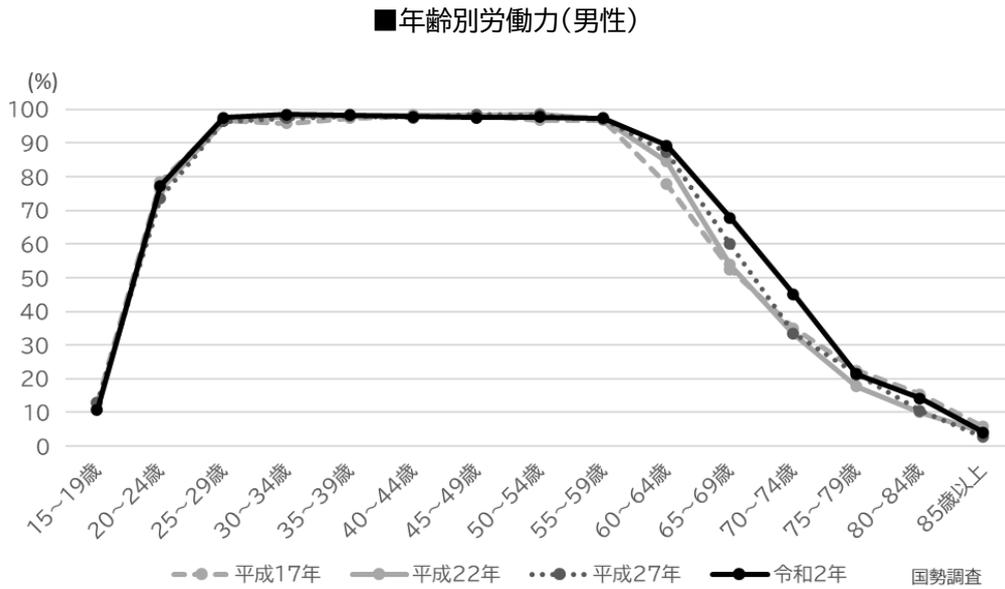


本町の離婚数は、平成30年以降やや減少傾向にありますが、離婚率として見た場合には、県よりやや高い水準にあるのが特徴にあります。

(6)年齢別労働力率の推移と比較

男性	単位:%			
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
15~19歳	12.9	11.1	12.8	10.7
20~24歳	78.5	76.2	73.6	77.3
25~29歳	96.7	96.4	96.4	97.5
30~34歳	95.8	98.0	97.4	98.4
35~39歳	97.4	97.8	98.0	98.3
40~44歳	98.0	98.2	97.5	97.8
45~49歳	98.3	98.3	98.5	97.5
50~54歳	96.8	98.6	98.3	97.7
55~59歳	96.7	97.0	97.1	97.4
60~64歳	77.8	84.5	87.3	89.2
65~69歳	52.5	53.9	60.0	67.8
70~74歳	35.1	33.3	33.5	45.1
75~79歳	22.4	17.7	21.2	21.4
80~84歳	15.5	10.1	10.5	14.3
85歳以上	5.8	4.2	2.7	4.1

女性	単位:%			
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
15~19歳	15.0	14.8	12.8	12.2
20~24歳	77.6	76.2	75.3	75.4
25~29歳	77.5	82.0	85.0	89.6
30~34歳	71.0	75.1	83.0	84.8
35~39歳	76.5	77.5	83.7	86.2
40~44歳	80.6	83.9	86.2	88.1
45~49歳	82.3	82.2	86.8	88.1
50~54歳	75.6	78.6	83.3	87.1
55~59歳	64.5	67.8	74.2	79.8
60~64歳	40.2	46.2	53.4	67.4
65~69歳	23.6	24.7	31.8	37.8
70~74歳	13.1	15.0	18.7	26.5
75~79歳	7.8	5.9	9.2	13.2
80~84歳	3.9	3.0	2.8	6.2
85歳以上	0.8	1.1	1.6	1.5



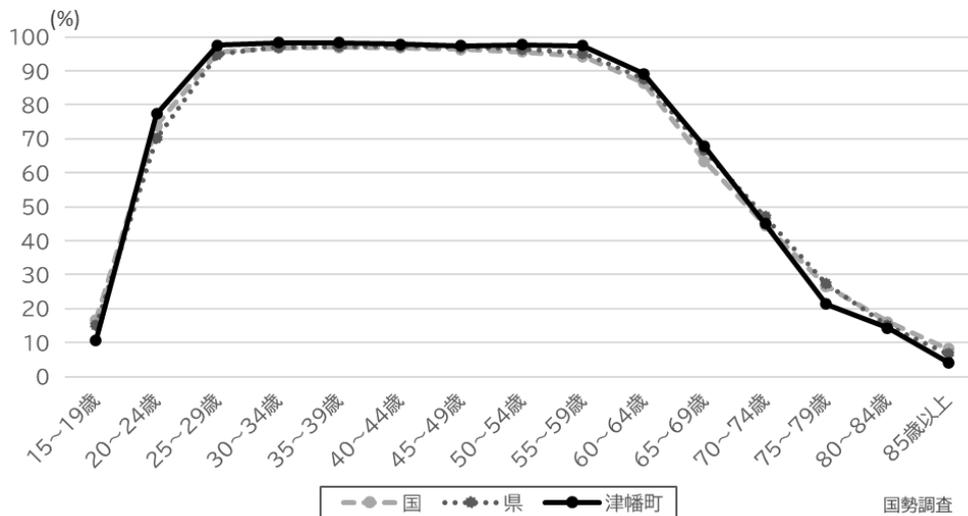
年齢別労働力率は、男性では、令和2年調査において60歳以上で大幅な増加が見え、後期高齢者となる75歳までは働く人の割合が高くなっています。

女性は調査ごとに労働力率が上昇していますが、令和2年調査では男性同様に60代以上で大きな伸びを示しています。また、調査を重ねるごとに、子育て中、特に30～34歳の数値が落ち込む「M字カーブ」と言われる形が緩やかになっています。

■年齢別労働力率の国・県との比較

男性	(単位:%)			女性	(単位:%)		
	国	県	津幡町		国	県	津幡町
15~19歳	16.7	15.1	10.7	15~19歳	16.8	13.5	12.2
20~24歳	74.0	70.2	77.3	20~24歳	74.2	72.9	75.4
25~29歳	95.4	94.9	97.5	25~29歳	86.6	88.1	89.6
30~34歳	96.8	97.0	98.4	30~34歳	79.1	83.8	84.8
35~39歳	96.9	97.1	98.3	35~39歳	78.1	84.8	86.2
40~44歳	96.8	97.3	97.8	40~44歳	80.8	87.5	88.1
45~49歳	96.3	97.0	97.5	45~49歳	82.0	88.1	88.1
50~54歳	95.6	96.3	97.7	50~54歳	80.2	86.0	87.1
55~59歳	94.3	95.2	97.4	55~59歳	75.3	81.2	79.8
60~64歳	86.5	87.6	89.2	60~64歳	62.2	66.9	67.4
65~69歳	63.5	66.6	67.8	65~69歳	41.3	45.7	37.8
70~74歳	44.5	47.1	45.1	70~74歳	26.9	30.1	26.5
75~79歳	26.7	27.3	21.4	75~79歳	14.9	14.9	13.2
80~84歳	16.2	15.1	14.3	80~84歳	7.8	6.9	6.2
85歳以上	8.3	6.7	4.1	85歳以上	2.9	2.2	1.5

■年齢別労働力(男性)





本町の年齢別労働力率を国・県と比較すると、男性では若い世代で高い一方、75歳以上の後期高齢者になると、国・県と比較して低くなっています。

女性では、概ね県の値と同じく64歳までの層では国の値よりも高い水準にあります。65歳以上では国・県より低くなっています。男女共に、20~29歳の若い世代での労働力率が高く、高齢層で低い傾向があると言えます。

第3節 保育・教育環境の状況

(1) 保育・教育施設の現況

① 教育施設(幼稚園型認定こども園)

令和6年4月1日現在

	施設名	所在地	平日開園	土曜開園	定員(人)
私立	津幡とくの幼稚園	潟端 715-1	7:30-18:30	8:30-15:30	88

② 保育施設(保育所型認定こども園)

令和6年4月1日現在

	施設名	所在地	平日開園	土曜開園	定員(人)
公立	中条東保育園	北中条 6-39	7:00-19:30	7:00-19:30	164
	井上保育園	中橋イ 55-1	7:00-19:30	7:00-19:30	200
	能瀬保育園	領家イ5	7:00-19:30	7:00-19:30	150
	寺尾保育園	越中坂 61	7:00-19:30	7:00-19:30	40

③ 保育施設(幼保連携型認定こども園)

令和6年4月1日現在

	施設名	所在地	平日開園	土曜開園	定員(人)
私立	さくらこども園	潟端 709	7:00-19:00	7:00-19:00	112
	ちいろばこども園	南中条 3-62	7:00-19:00	7:00-19:00	209
	住吉こども園	庄口 142	7:00-19:00	7:00-19:00	200
	実生こども園	津幡口 5-1	7:00-19:00	7:00-19:00	230
	しいのきこども園	太田は 157	7:00-19:00	7:00-19:00	180

④ 小規模保育園

令和6年4月1日現在

	施設名	所在地	平日開園	土曜開園	定員(人)
私立	ニルスガーデン	庄口 114-2	8:30-16:30	—	12

(2) 保育施設に入所する児童の現況

※近年保育所の統廃合等が進んでいることから、現在の施設形態を基準とし、1号認定、2・3号認定及び定員の推移をまとめています。

(単位:人)

施設名称	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	1号	2.3号	1号	2.3号	1号	2.3号	1号	2.3号	1号	2.3号	1号	2.3号
津幡とくの幼稚園※	幼稚園として運営						35	34	22	33	15	29
太白台保育園※	1	89	0	89	4	85	2	94				
中条東保育園	1	139	4	124	6	126	4	35	2	131	4	140
井上保育園	1	163	1	172	3	154	1	161	3	171	6	179
能瀬保育園※	5	111	4	126	5	122	1	130	0	121	2	131
寺尾保育園	2	30	2	33	1	34	0	32	0	31	1	32
萩坂保育園※	0	9										
さくらこども園	2	105	2	102	0	108	0	104	3	102	1	104
実生こども園	9	121	8	120	9	120	9	121	13	190	14	161
しいのきこども園	1	152	5	146	7	154	6	162	3	158	8	162
ちいろばこども園	15	164	15	170	15	175	15	173	15	170	15	175
住吉こども園	15	172	12	180	10	178	12	177	7	183	10	185
ニルスガーデン※			—	9	—	8	—	9	—	6	—	8
入所児童数	52	1,255	53	1,271	60	1,264	85	1,232	68	1,296	76	1,306
定員	78	1,449	75	1,444	75	1,444	115	1,507	115	1,460	120	1,465

※津幡とくの幼稚園は、令和4年4月1日より、認定こども園に移行しました。

※太白台保育園は令和5年4月1日より、実生こども園と統合されました。

※萩坂保育園は令和2年4月1日より休園し、令和4年3月31日に閉園しました。

※ニルスガーデンは令和2年4月1日に開園しました。

※能瀬保育園は令和7年4月1日より民営化され、のせこども園に名称が変更されます。

また、表内に記載はありませんが、町立つばた幼稚園は令和4年3月31日に閉園しています。

(3)各種保育事業

①各施設における各種保育事業の実施状況

令和6年4月1日現在

施設名	延長保育	休日保育	乳児保育	障害児保育	病児・病後児保育	一時預かり	施設開放	育児相談
津幡とくの幼稚園	—	—	—	○	—	—	○	—
中条東保育園	○	—	2か月～	○	体調不良児	○	○	—
井上保育園	○	—	2か月～	○	体調不良児	○	○	—
能瀬保育園	○	—	2か月～	○	体調不良児	○	○	—
寺尾保育園	○	—	2か月～	○	病後児	○	○	—
さくらこども園	○	—	2か月～	○	—	○	—	○
ちいろばこども園	○	○	2か月～	○	病後児	○	—	○
住吉こども園	○	○	2か月～	○	病後児	○	—	○
実生こども園	○	—	2か月～	○	体調不良児	○	—	○
しいのきこども園	○	—	2か月～	○	体調不良児	○	—	○

②各保育事業の利用状況

I延長保育

年度集計、延べ人数／単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延長保育人数	441	594	589	644	689

延長保育事業については、近年再度増加傾向にあり、令和5年度では延べ689人となっています。

II乳児保育

各年4月1日現在 単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳児保育人数	493	458	498	510	541
うち、0歳児	44	48	56	44	65
うち、1～2歳児計	449	410	442	466	476

乳児保育は、実施園においてはいずれも満2か月から受け入れを行っています。

Ⅲ一時預かり

年度集計、延べ人数／単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施施設数	10	10	10	10	9
一時預かり 利用人数	776	337	203	362	391

家庭で保育をしている子どもについて、家庭の事情などで、一時的に家庭で保育できない場合に対処するため、全園において一時保育の実施体制を整えています。

新型コロナウイルス感染症が流行した令和2年度を境に利用者は大きく減っていることから、利用者層のライフスタイルの変化などが想定されます。

Ⅳ障害児保育(統合保育)

各年4月1日現在 単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
障害児保育人数	12	14	26	27	31

障害のある子どもと健常児と一緒に遊んだり、生活したりすることによって、障害のある子ども及び健常児双方の社会性の発達や、障害のある子どもに対する福祉の向上を推進するため、全園において障害児保育を実施しています。

利用人数については、近年増加傾向にあります。

Ⅴ病児・病後児保育事業

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
体調不良	実施施設数	5	5	5	5	5
	保育人数	180	506	927	1,127	1,096
病後児	実施施設数	3	3	3	3	3
	保育人数	552	533	558	522	570
病児	実施施設数	1	1	1	1	1

病気あるいは病気の回復期において保護者が家庭で保育を行うことができない期間中、一時的に施設で保育する事業で、看護師が常駐しており、保護者にとって安心して子どもを預けられる場として利用されています。

病児保育については、学校法人金沢医科大学と契約を結び、付属病院に開設されている病児保育室「すまいる」において、本町に住む保育の必要な病児の受け入れが可能となっています。また、病後児保育は、町立寺尾保育園、ちいろばこども園、住吉こども園の3園で実施しています。

また、寺尾保育園を除く町立3園としいのきこども園・実生こども園では、児童が保育中に微熱を出すなど体調不良となった場合に、保護者が迎えに来るまでの間、看護師が保育をする体調不良児保育を実施しています。

VI施設開放

こども園や子育て支援センター、また親子支援センターでは、保育室や遊戯室・園庭などを開放し、ふれあい遊び・手作りおもちゃ・運動遊びなどの遊びの紹介、育児相談、子育て情報交換など親子の交流の場となっています。

VII育児相談

年度集計、延べ人数／単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施施設数	7	7	7	7	6
利用人数	3,569	1,741	1,581	2,123	2,130
能瀬保育園	576	549	350	304	—
ちいろばこども園	2,449	887	929	1,485	1,648
さくらこども園	49	32	6	9	14
住吉子ども園	340	224	243	232	215
実生こども園	104	32	4	12	10
しいのきこども園	31	11	25	29	13
親子支援センター	20	6	24	52	230

※すべてのこども園において、随時、育児などの相談に応じています。

(4)子育て支援センター事業

地域子育て支援センターは、親子支援センターのほか、主に各保育園等に併設されています。

令和5年度の利用者数は合計12,049人となっています。

年度集計、延べ人数／単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施施設数	7	7	7	7	6
利用人数	13,850	5,291	4,198	7,236	12,049
能瀬保育園	1,925	1,398	461	599	—
ちいろばこども園	2,275	1,045	954	1,466	1,653
さくらこども園	581	322	44	165	194
住吉子ども園	3,436	358	711	1,076	2,566
実生こども園	533	72	51	32	93
しいのきこども園	604	255	62	347	704
親子支援センター	4,496	1,841	1,915	3,551	6,839

(5)親子支援センター

子育てを楽しくできるように、幼稚園や保育園等入園前の子どもと子育て中の保護者等を対象に、遊び、仲間づくりの場や子育てに関する相談の場を展開しています。

所在地	開所時間	概要
庄二71 (福祉教育プラザ内)	9:30-12:00 13:30-16:00 日・祝・年末年始を除く	プレパパママ交流会 産後ママのためのセルフケア教室 絵本講座 等

(6)ファミリー・サポート・センター

子育てを地域全体で支え合い、安心して子育てができる環境を目指し、相互援助活動をサポートしています。加えて、低所得・ひとり親・多胎児家庭に対し、センター利用の助成を行っています。

所在地	利用時間・料金	概要
庄二71 (福祉教育プラザ内)	平日 8:00-19:00 700円/時 土日祝 8:00-19:00 800円/時	通園通学などの送迎、病児・病後児の預かり、一時預かり等に対応しています。

(7)放課後児童クラブ(学童保育)

放課後児童クラブ(学童保育)は現在16か所が設置されています。

令和6年度4月現在の利用者数は780人となっています。

各年4月1日現在

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施施設数		16	16	16	16	16
利用人数		673	648	712	729	780
津幡小	つばたっ子	64	51	67	79	92
	つばたっ子ピース	45	37	38	43	55
	つばたっ子スマイル	47	37	40	46	58
台太小	もりもりくらぶ	55	54	60	59	58
中条小	のびっ子くらぶ	79	65	65	71	80
	第2のびっ子くらぶ	37	39	37	36	40
	第3のびっ子くらぶ	36	38	39	40	43
条南小	あしの子クラブ	68	66	71	73	68
	ゆめの子クラブ	42	37	44	43	45
	ほしの子クラブ	40	37	44	47	39
小笠野	きらりんクラブ	5	5	5	6	6
井上小	虹のいえ	23	33	39	36	36
	レインボー	51	59	68	57	65
	なないろ	20	24	27	23	24
小英田	ほけっとクラブ	40	48	49	51	54
台萩小	はぎっこ	21	18	19	19	17

(8) 児童センター

小、中、高校生世代の子どもたちが安心して遊べる居場所として、児童館の整備が望まれ、平成17年8月に文化会館シグナス内に、児童センターを開設しました。

児童センターでは、18歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し、情操を豊かにすることを目的としています。

所在地	開所時間	休館	概要
北中条三丁目1-1 (町文化会館内)	9:00-17:00	月曜(祝日の場合は翌火曜も) 第2・4日曜、年末年始 こどもの日を除く祝日	乳幼児対象教室 小学生対象会員制教室 季節のイベント 等

(9) 小学校・中学校

現在、小学校9校、中学校2校を設置しています。

① 小学校

各年5月1日現在 単位:人

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
学校数(校)		9	9	9	9	9
児童数計(人)		2,130	2,074	2,065	2,059	2,023
学校名	所在地	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
津幡小学校	清水リ 123-3	413	408	405	409	419
太白台小学校	津幡ワ 2	275	260	258	246	228
中条小学校	南中条ハ 81	395	370	365	336	325
条南小学校	太田ろ 3	487	482	483	499	492
井上小学校	井上の荘 1-1	272	281	289	291	287
笠野小学校	山北ワ 116	30	29	32	32	29
英田小学校	能瀬井 36	189	183	175	194	191
刈安小学校	刈安イ 1	20	19	21	17	16
萩野台小学校	七野イ 75	49	42	37	35	36

②中学校

各年5月1日現在 単位:人

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
学校数(校)		2	2	2	2	2
生徒数計(人)		1,125	1,125	1,091	1,048	1,051
学校名	所在地	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
津幡中学校	加賀爪又6-1	576	552	517	494	508
津幡南中学校	南中条3-7	549	573	574	554	543

(10)母子保健事業

妊娠届の時点から妊婦及び出生した子どもと母親の健康の保持及び増進を図るため、下記に示すような健診や相談、育児支援事業などの必要な保健事業を実施しています。

事業	概要
母子保健手帳の交付	妊婦からの届け出により交付
妊婦一般健康診査	妊娠中に14回の健康診査 出産予定日以降、15～17回目まで助成あり(払い戻し制)
妊婦歯科健康診査	妊娠中1回無料で診査
ヘルパー派遣	妊婦、もしくは産後1年以内の母親が体調不良の際などにヘルパー派遣を実施
妊娠中の相談・家庭訪問	保健師による相談対応(家庭訪問は希望による)
助産師による支援	妊婦に対し、電話、訪問、助産院での相談やケアに対応
プレパパ・ママ交流会	対象者へのミニ勉強会、交流会の開催
マイ保育園登録制度	3歳になる年度末までの未就園児童を持つ保護者が対象 育児見学、体験、相談等を実施。一時預かり(半日)を3回まで無料で利用可
プレミアム・パスポート	妊娠中を含め2人以上の子ども(18歳未満)を持つ家庭に配布 県内の協賛企業の店舗にて割引等の特典あり
子ども医療費助成	18歳到達後最初の3月31日まで 保険診療分の医療費を助成
児童手当	国内に居住する児童(0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある)を養育している保護者を対象に定額を支給
未熟児養育医療	未熟児(身体の発育が未熟のまま出生し、医師が入院養育を必要と認めた1歳未満の乳児)に対し、医療給付を実施
出生祝品	町内に住所を有する新生児の出生届提出時に記念品を贈呈
チャイルドシート購入補助	親子共に町内に住所を有する6歳未満の子どもの保護者に対し、購入金額の2分の1を助成
ひとり親家庭への助成・手当	医療費助成、児童扶養手当等の給付
乳幼児健康診査	新生児聴覚検査、1か月児・3か月児・9～11か月児・1歳6か月児、3歳児を対象とした健診
乳幼児育児教室	ほのぼのサロン(7～8か月頃)、なかよしサロン(3歳4か月頃)等 子育て世帯を対象とした育児教室の開催
産婦健康診査	産後2週間・1か月経過程度の産婦を中心に、健診の一部助成を実施
赤ちゃん・産婦訪問	生後2～3月頃に助産師または保健師が訪問
赤ちゃん・子ども相談	保健師、管理栄養士、助産師による相談対応(予約制)
産後ケア	産後1年以内で支援の必要な産婦、また乳児に対し、通算7日までの支援サービスを実施
予防接種	既定の予防接種の実施。接種券を配布
幼児こころと言葉の発達相談	言葉の遅れや育児の心配を持つ親子を対象とした専門スタッフによる相談の実施(予約制)

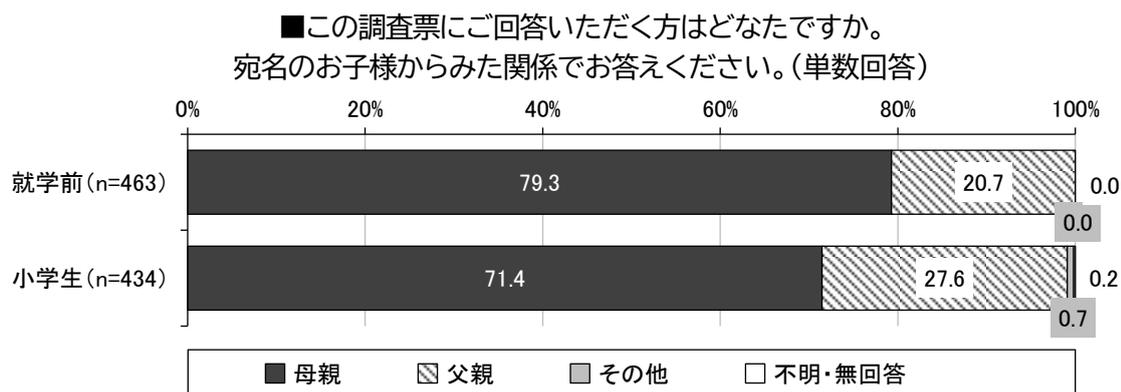
第4節 ニーズ調査結果から見た子育ての状況

本町では計画の改訂に先立ち、令和6年8月～9月にかけて、就学前児童及び小学生の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。調査の内容は、国から示された教育・保育の事業量及び子育て支援事業の事業量推計のための問と、町独自の支援策を盛り込んだ調査項目からなっています。

■アンケート調査の実施概要

調査の対象	就学前児童の保護者	小学生の保護者
抽出台帳	住民基本台帳より無作為抽出	
標本(抽出)数	1,000	1,000
調査方法	郵送法(発送・回収とも)	郵送法(発送・回収とも)
回収数	463	434
回収率	46.3%	43.4%

(1)回答者の属性

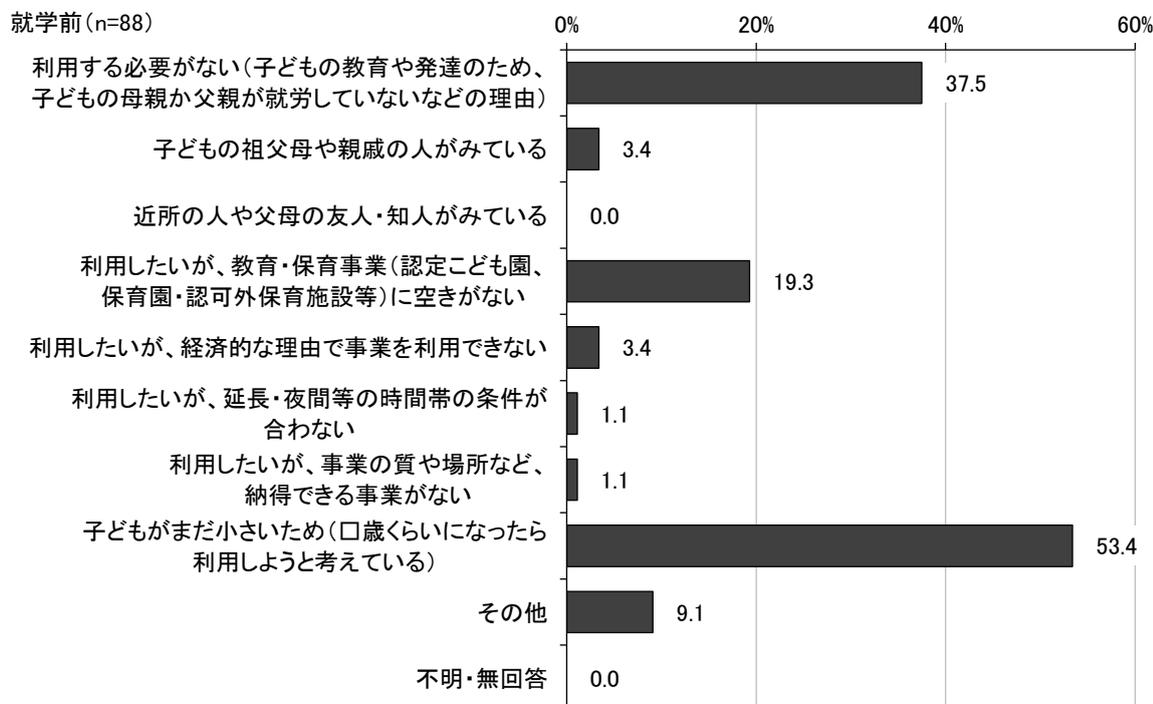


就学前では、「母親」が 79.3%と最も高く、次いで「父親」が 20.7%となっています。小学生では、「母親」が 71.4%と最も高く、次いで「父親」が 27.6%、「その他」が 0.7%となっています。

いずれも父親の回答は増加傾向にあります。

(2) 平日の定期的な教育・保育の利用状況について

■宛名のお子様、現在認定こども園・保育園等の教育・保育を利用していない理由は何ですか。(複数回答)

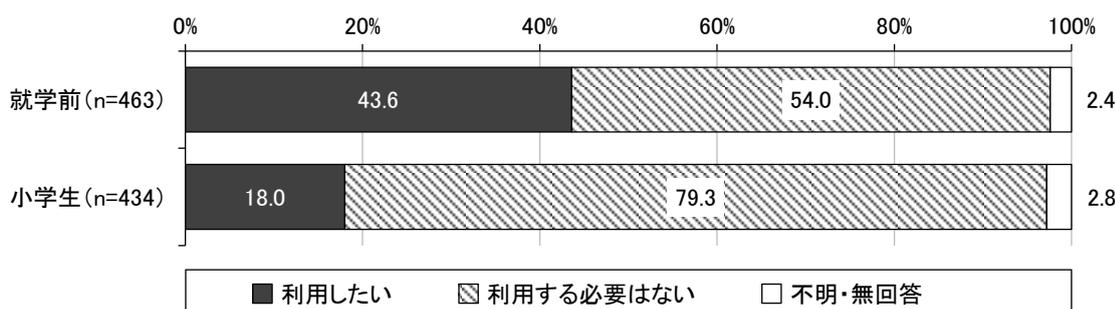


回答者 463 人中、「現在定期的な教育・保育を利用していない」と回答した 19.0% を対象に、その理由を尋ねたものです。

「利用したいが、教育・保育事業(認定こども園、保育園・認可外保育施設等)に空きがない」が第3位の 19.3% となっており、ニーズが満たされていない場合があることを示しています。

(3) 不定期の教育・保育や一時預かり等の利用について

■宛名のお子様について、保護者の私用や通院、不定期の就労等の目的で不定期の預かり等を今後利用したいですか。(単数回答)

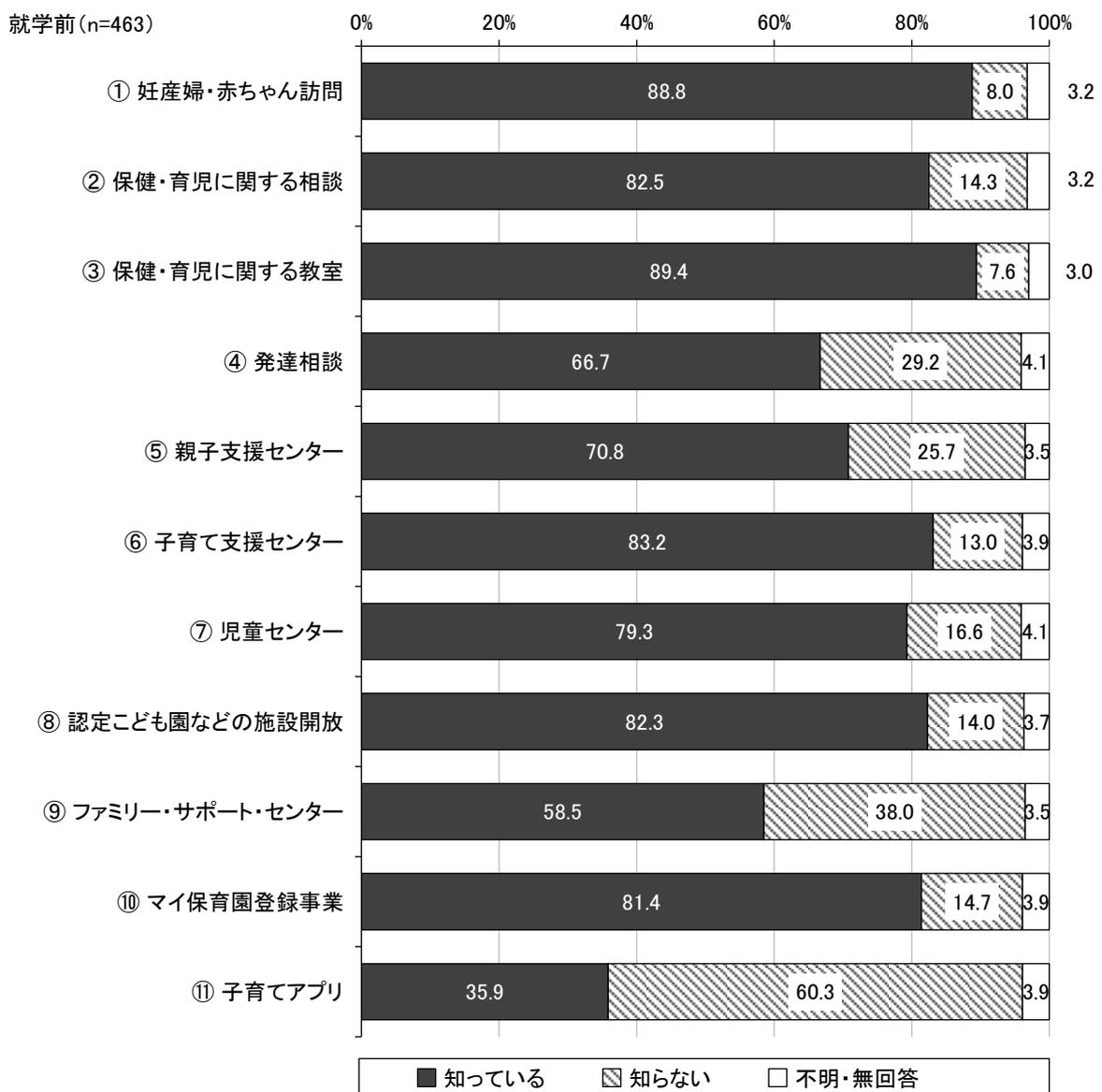


「利用したい」という回答は、就学前では、43.6%、小学生では18.0%となっており、低年齢の児童の保護者の方がよりニーズが高くなっています。

利用希望は前回より高く、また私用理由での希望が高くなってきている傾向にあります。

(4) 地域の子育て支援事業の利用状況について

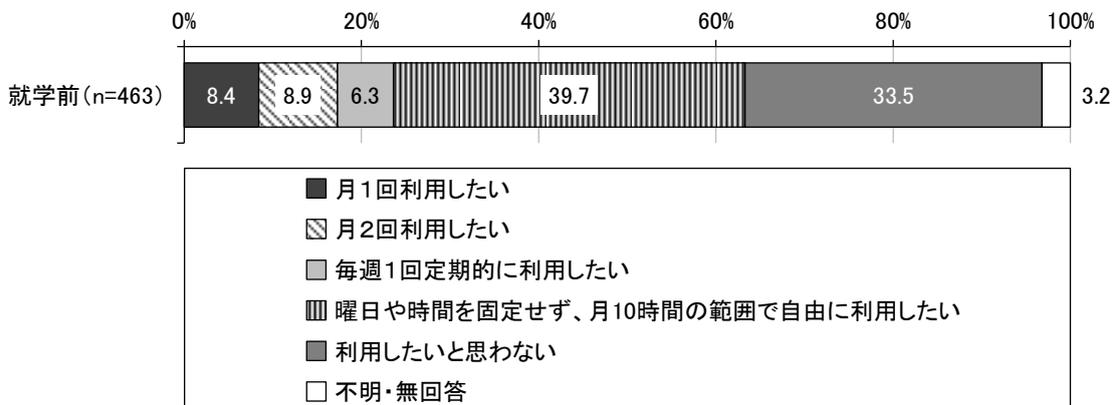
■町内で実施している子育て支援関連事業の認知度、利用経験、利用希望をお答えください。(就学前のみ:単数回答)



概ね認知はされていますが、前回調査と比較して「知っている」と答えた人の割合が低下している事業が多くなっています。

近年は新型コロナウイルス感染症流行の影響による外出控えがあったことなどから、各種の施設に関する情報については、再度細やかに提供していく必要があります。

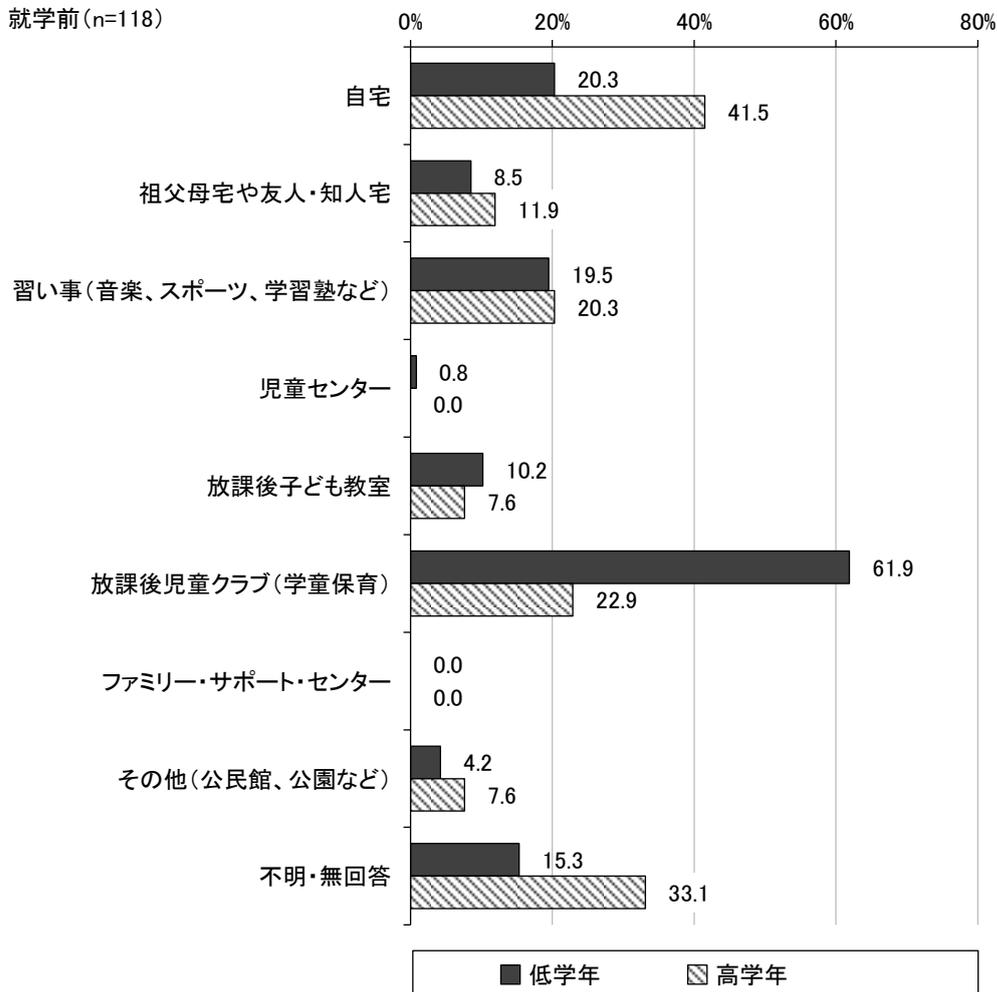
■国が進めている施策の「こども誰でも通園制度」を仮に1か月10時間まで定期的に利用が可能だとしたら、どのように利用しますか。(就学前のみ:単数回答)



「曜日や時間を固定せず、月10時間の範囲で自由に利用したい」が39.7%と最も高く、次いで「利用したいと思わない」が33.5%、「月2回利用したい」が8.9%となっています。約65%が利用したいと回答しており、潜在的なニーズの高さがうかがえます。

(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

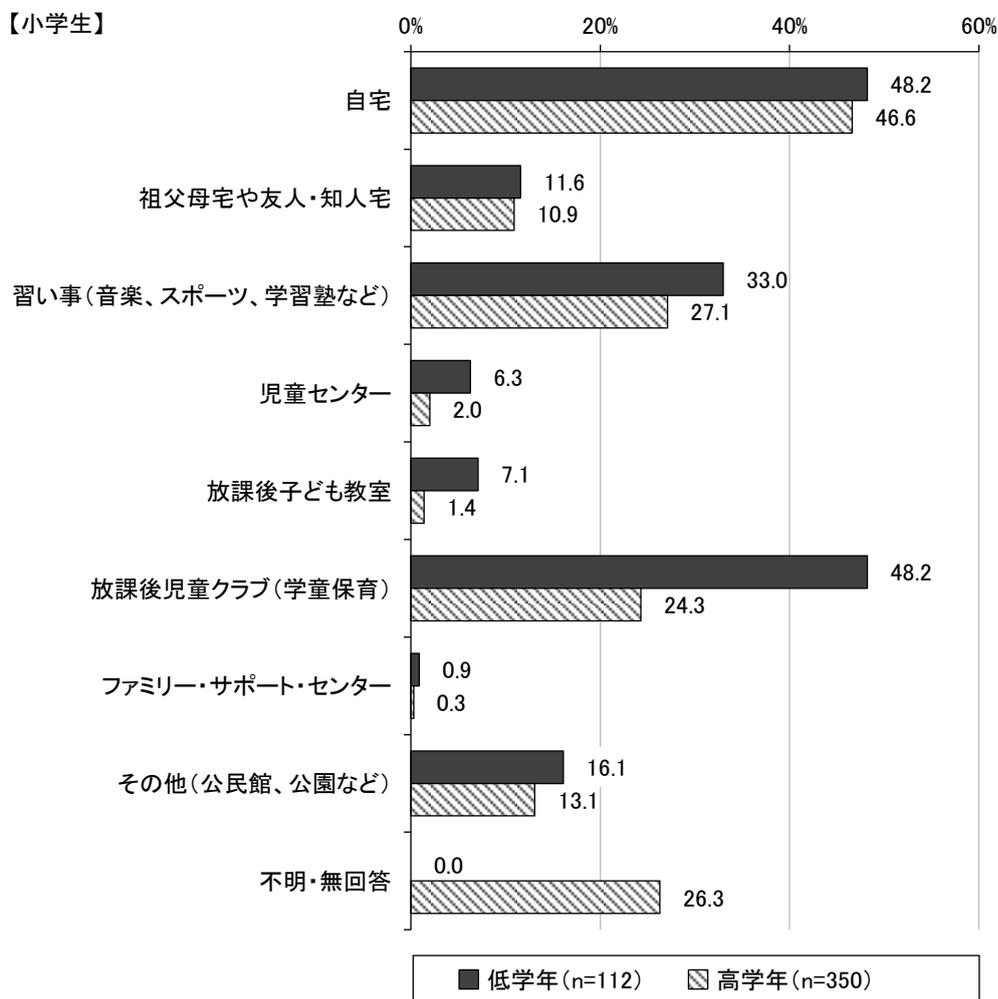
■宛名のお子様が小学校に入学した後、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。(就学前、宛名のお子様が5歳以上のみ:複数回答)



「放課後児童クラブで過ごさせたい」という希望は特に低学年で高くなっています。核家族、子どもがひとりのみ、という世帯が増える中、安心できる環境の中で多くの人との関りを持たせたいという希望も背景にあると想定されます。

(6)放課後の過ごし方について

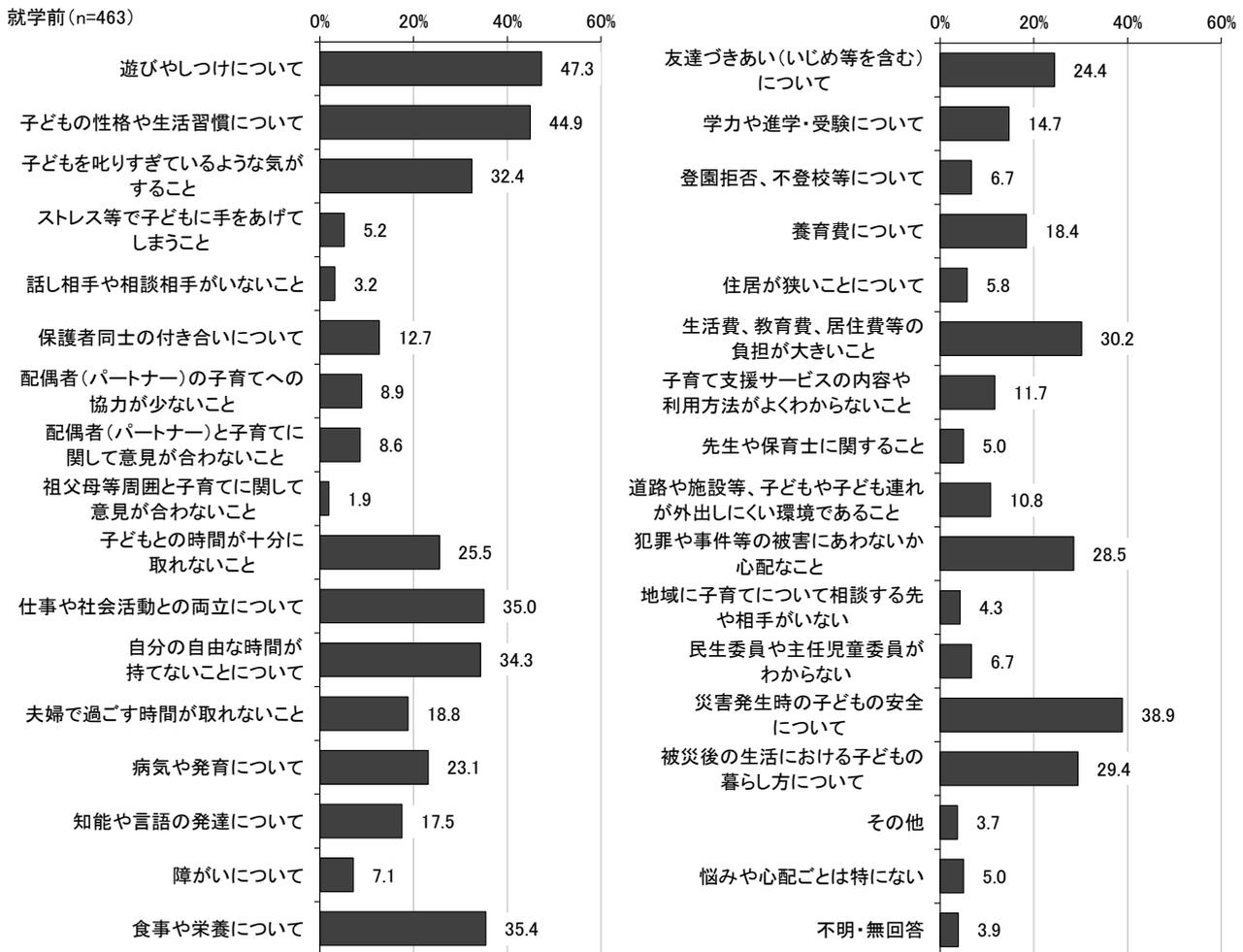
■宛名のお子様には令和7年4月以降、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。
(小学生、宛名のお様が小学校1～5年生のみ:複数回答)



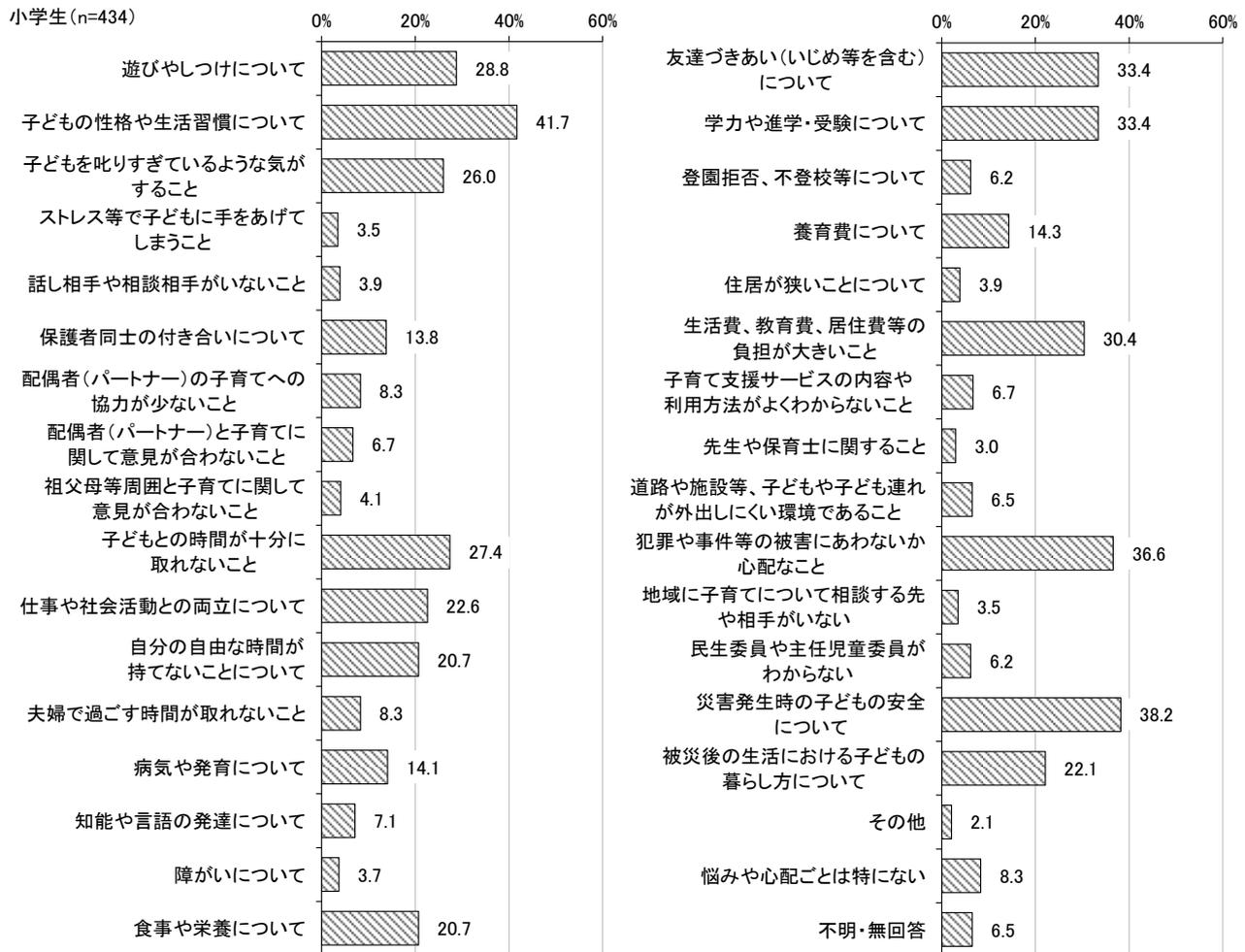
小学生の保護者からの回答では、実際のお子様の成長に応じ、「自宅」という回答が未就学児よりも多くなっていますが、「放課後児童クラブで過ごさせたい」という回答も多くなっています。

(7)子育て支援全般について

■子育てに関する悩みや心配ごとはありませんか。
また、その内容はどのようなことですか。(複数回答)

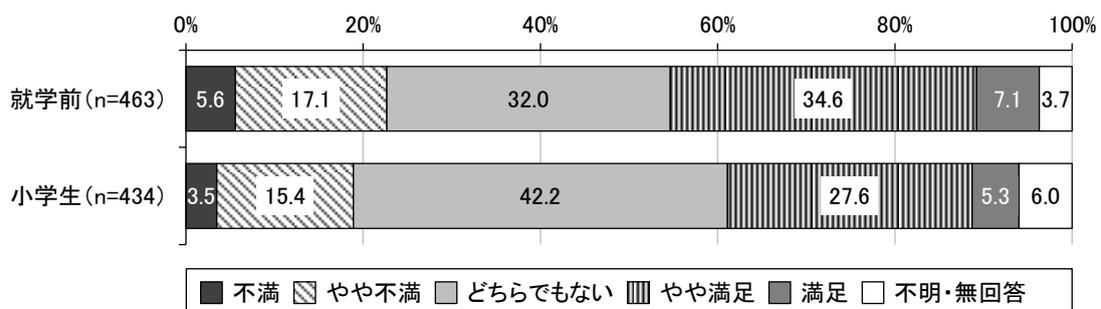


就学前では、「遊びやしつけについて」が 47.3%と最も高く、次いで「子どもの性格や生活習慣について」が 44.9%、「災害発生時の子どもの安全について」が 38.9%となっています。



小学生では、「子どもの性格や生活習慣について」が 41.7%と最も高く、次いで「災害発生時の子どもの安全について」が 38.2%、「犯罪や事件等の被害にあわないか心配なこと」が 36.6%となっています。

■お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度についてどのように感じていますか。(単数回答)



就学前では、「やや満足」が 34.6%と最も高く、次いで「どちらでもない」が 32.0%、「やや不満」が 17.1%となっています。

小学生では、「どちらでもない」が 42.2%と最も高く、次いで「やや満足」が 27.6%、「やや不満」が 15.4%となっています。

第5節 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価と課題

前期計画の評価として、実施事業ごとに5段階の評価を行い(3を計画どおり達成とし、1・2を計画未達成、4・5を計画より進んで達成、期日は計画終了時点を想定。複数課で実施するものは課ごとに評価)、施策ごとに平均評価を算出しました。

(1)基本目標1:子どもの健やかな成長をはぐくむ支援の充実

基本方針	施策	実施事業	平均評価
(1)教育・保育の充実	①教育・保育供給量の確保	必要供給量の確保／保育士の確保	3.5
	②認定こども園への転換促進	認定こども園への転換促進	3.0
	③低年齢児の保育施設の整備	地域型保育事業	3.0
(2)就学前の教育等の充実		ブックスタート事業／体験型保育活動・心をはぐくむ教育／幼保小連携事業の推進／幼稚園教諭や保育士等の資質向上	3.0
(3)学校の教育環境等の充実	①確かな学力の向上	家庭学習の推進／読書活動の推進／小中連携教育の推進	3.0
	②豊かな心の育成	食育活動の充実／人権尊重の精神の涵養／道徳教育の充実／将来親になる児童・生徒の子育ての理解学習の充実と推進	3.0
	③特色ある教育環境の充実	ICTを活用した教育／国際交流による国際理解教育の推進／科学教育の推進	3.3
	④共生社会形成のための特別支援教育の推進	特別支援教育の推進	4.0
(4)多様な保育サービスの充実		延長保育事業／休日保育事業／病児・病後児保育事業／保育園等における一時預かり事業／幼稚園等における預かり保育事業／障害児保育／子育て短期支援事業／マイ保育園事業／保育園等における施設開放	3.0

(1)教育・保育の充実の①教育・保育供給量の確保については、特に乳児の入所希望が想定以上に増大する中、必要供給量の確保に努めたことから高評価となっています。

また、(3)学校の教育環境等の充実③特色ある教育環境の充実においては、令和3年度に移転した科学館を活用した各種事業が大きく貢献しているとして、高評価となりました。④共生社会形成のための特別支援教育の推進においては、通級指導教室の開設により、個々のニーズに応じた支援ができたとして高評価となっているものの、取り組みの内容・方向には「就労までの長期的視点からの相談・支援」が掲げられていたことから、現在は基礎自治体に対する努力義務とされている「こども計画」の対象等も鑑み、今後も長期的視点を持った対応が必要になると想定されます。

(2)基本目標2:子育て家庭の不安や負担の軽減に向けた支援の充実

基本方針	施策	実施事業	平均評価
(1)切れ目のない支援による子どもと親の健康の確保		不妊不育症治療費助成事業／ 母子健康手帳交付時の妊婦健康相談の実施／ 乳幼児健康診査／乳児全戸訪問事業／養育支援訪問事業／ 子育て世代包括支援センター(利用者支援事業)／ 妊産婦健康診査／産前産後ヘルパー派遣事業／ 産後ケア事業／定期予防接種／任意予防接種費用助成／ 健康づくり推進事業による母子保健推進会活動／ 妊娠期・乳幼児期における栄養相談／保健相談・教室	3.0
(2)子育て家庭への経済的支援		児童手当／児童扶養手当／特別児童扶養手当／ 未熟児養育医療給付事業／子ども医療費助成事業／ ひとり親家庭等医療費助成事業／ 副食費の実費徴収に係る補足給付事業／ 多子世帯保育料・副食費助成／ 多子世帯放課後児童クラブ利用料支援事業／ 就学援助／ひとり親家庭放課後児童支援事業／ ひとり親家庭等学習支援事業／チャイルドシート購入補助／ 出生祝い品の贈呈／多胎児家庭子育て応援事業／ プレミアム・パスポート事業／病児・病後児保育利用料の補助	3.3
(3)特別な配慮を必要とする家庭への支援	①障害のある子どもへの支援	障害や発達障害の早期発見と対応支援／ 障害や発達障害児の支援に向けた連携体制の構築／ 障害児通所支援事業／障害児入所支援事業／ (再掲)特別支援教育の充実／ 医療的ケア児の支援に向けた連携体制の構築／ 障害児団体との連携	3.1
	②児童虐待防止対策の推進	子ども虐待防止の意識啓発／児童虐待の未然防止・早期発見／ 要保護児童対策地域協議会／子ども家庭総合支援拠点の設置／ 子どもの権利擁護の推進	3.1
	②子どもの貧困対策の推進	(再掲)ひとり親家庭学習支援事業／(再掲)就学援助／ (再掲)乳児全戸訪問事業／(再掲)要保護児童対策地域協議会／ ひとり親家庭等の就労サポート／(再掲)児童扶養手当／ (再掲)ひとり親家庭等医療費助成事業／ (再掲)ひとり親家庭放課後児童支援事業／総合相談事業	3.1
(4)遊び場・居場所の充実		地域子育て支援センター(地域子育て支援拠点事業)／ 児童センター事業／放課後児童健全育成事業／ 放課後子ども教室／放課後子ども総合プラン／ 子どもの遊び場・居場所の整備／不登校児童の居場所	3.4
(5)相談体制・情報提供の充実		(再掲)妊婦健康相談／(再掲)乳幼児健康相談／ (再掲)地域子育て支援センター(地域子育て支援拠点事業)／ 総合相談事業(地域包括支援センター)／ 子育て世代包括支援センター(利用者支援事業)／ 養育支援訪問事業／(再掲)子ども家庭総合支援拠点の設置／ 就学前教育相談／教育相談／教育センターにおける相談事業／ 子育て情報の提供	3.1

(2)子育て家庭への支援については、令和6年度に、ファミリー・サポート・センターの事業見直しに起因し、多胎児家庭への無料利用券を計画途中で中止したことについて低い評価となりました。一方で、小中学生の就学援助費の学校給食費助成や、県の助成制度拡大を活用し、子ども医療費やひとり親家庭等医療費における自己負担を撤廃したこと、保育所副食費に対する多子世帯への支援拡充を行ったこと、チャイルドシート購入に係る助成を拡充したことといった複数の施策実施が高い評価となり、全体としては計画想定を超えて推進できたという評価となっています。

(3)特別な配慮を必要とする家庭への支援については、①障害のある子どもへの支援として、再掲とはなりますが、特別支援教育の充実が高い評価となっています。②児童虐待防止対策の推進では、子ども家庭総合支援拠点の設置により、相談窓口が明確になり、関係機関との連携が進んだとして、設置で得られた良好な状況を加味し、高い評価となりました。③子どもの貧困対策の推進では、前述のひとり親家庭等医療費助成事業が高い評価となっています。

(4)子どもの遊び場・居場所の充実では、子どもの遊び場・居場所の充実に対し、石川県森林公園内に子ども向け室内遊戯施設が設置されたこと、不登校児童の居場所として、教育支援センターの開設を行ったことが高い評価となりました。

(5)相談体制・情報提供の充実については、教育センターに教育支援センターを開設した際、相談員を増員し体制強化を図ったとして、教育センターにおける相談事業が高い評価となっています。

支援事業の多くは、いずれの自治体においても実施されているものが多く、基本的な行政サービスとなっているものも多く含まれています。今後も事業実施を継続していくことはもとより、内容の充実やサービスの利用しやすさを向上させるなど、より利用者の目線に立った展開を検討していくことが重要になっています。

(3)基本目標3:地域ぐるみで子育てを支援する環境づくり

基本方針	施策	実施事業	平均評価
(1)地域の子育て体制の充実		(再掲)地域子育て支援センター(地域子育て支援拠点事業)／ファミリー・サポート・センター事業／(再掲)児童センター事業／子育て支援機関の連携強化(子ども未来支援ネットワーク)／(再掲)放課後児童健全育成事業／児童厚生員等研修事業	3.0
(2)多様な学習機会の提供		ふるさと教育の推進／子ども郷土史講座の開催／放課後子ども教室／(再掲)放課後子ども総合プラン／芸術文化に関する教育活動の推進／キャリア教育の推進と拡充	3.1
(3)子育てしやすい生活環境づくり		施設のバリアフリー化／公共施設への育児スペースの整備／「赤ちゃんの駅」の設置推進／公園の整備／三世代ファミリー同居等促進事業	3.0
(4)子どもが安全に過ごせる環境づくり		交通安全／防犯対策／子ども 110 番の家／防災対策	3.0
(5)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	①ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発	ワーク・ライフ・バランスに関する広報活動／雇用・労働に関する制度等の周知啓発活動／男女共同参画事業	3.0
	②若者の自立の促進	結婚相談事業	3.0

(2)多様な学習機会の提供においては、新たな取り組みとして「河愛の里キンシュレ」や住吉公園屋内温水プール「アザレア」などでの体験学習を開始したとして、ふるさと教育の推進が高い評価となりました。

この項目については、本町独自、かつ子ども子育て分野や福祉、教育といった関係の強い部局以外の施策や事業が多数網羅されていますが、それぞれ継続して事業に取り組み、前進を図っています。

今後も市内での連携に努めながら、子育て家庭に優しいまちづくりを推進していく必要があります。

第3章 目指す子ども・子育て支援の方向

第1節 計画の基本理念

核家族化の進行や共働き世帯の増加、地域とのつながりが希薄になる子育て世帯が増加傾向にある中において、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、保護者がゆとりを持って子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるようになるには、子どもの育ちと子育てを行政や地域社会全体で支援していく必要があります。

本町では、将来を担う子どもたちが、歴史にはぐくまれたこの町で健やかに成長でき、保護者が身近な地域の支援とともに安心して子どもを産み育てることができ、さらには子育ての楽しさや喜びを実感できるまちづくりを目指し、第3期計画においても引き続き、基本理念を「笑顔があふれ誰もが安心して子育てできるまち」として、「子どもの視点」、「子育て家庭への支援の視点」、「地域全体で子育てする視点」から子育て支援施策を推進していきます。

基本理念

**笑顔があふれ
誰もが安心して子育てできるまち**

第2節 計画の基本目標

第2期計画の策定にあたっては、基本理念を実現するための支援充実に取り組むこととし、「子どもに対する支援の充実」、「子育て家庭に対する支援の充実」、「地域ぐるみによる子育て支援の充実」に向けて、下記の3項目を基本目標とし、総合的に施策を推進しました。

第3期においては、今までの取り組みを踏まえながら、新たに加わったヤングケアラーへの支援等、必要な方策を講じていきます。

基本目標1	子どもの健やかな成長をはぐくむ支援の充実
<p>すべての子どもが健やかに成長し、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや楽しさを感じることができるよう、乳幼児期の教育・保育や子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ります。また、保護者の就労状況や家庭状況に関わらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境づくりを進めます。</p>	

基本目標2	子育て家庭の不安や負担の軽減に向けた支援の充実
<p>妊娠から出産、乳幼児期の育児を通じて、すべての子育て家庭が不安を感じることなく子育てができるよう相談体制の拡充や母子保健事業を充実させ、切れ目のない子育て支援体制の強化を図ります。また、経済的負担を軽減するとともに、子どもの貧困対策の推進、特別な配慮が必要な子育て家庭に対する支援に取り組み、すべての子育て家庭が希望を持って子育てできるよう支援の充実を図ります。</p>	

基本目標3	地域ぐるみで子育てを支援する環境づくり
<p>核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化、共働き世帯の増加など、子どもや子育て家庭をめぐる環境が大きく変化する中で、すべての子どもが健やかに成長することができるよう、地域社会を構成する様々な主体が子ども・子育て支援に関わり、地域全体で子どもや子育て家庭を見守り、支援する環境づくりに取り組みます。</p>	

第3節 計画の基本方針

基本理念、基本目標を実現するために、次の基本方針を掲げます。

基本目標1	子どもの健やかな成長をはぐくむ支援の充実
<p>(1)教育・保育の充実 すべての子どもが発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう、教育・保育の必要量の確保に努めます。</p> <p>(2)就学前教育等の充実 乳幼児期は人格形成において基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、就学前のすべての子どもに対する教育の充実に取り組みます。</p> <p>(3)学校の教育環境等の充実 子どもたちが「確かな学力」・「豊かな人間性」・「健康・体力」といった「生きる力」の基礎を身につけられるように、教育環境の充実を図ります。</p> <p>(4)多様な保育サービスの充実 すべての子どもの幸せを第一に考え、働く保護者のニーズを捉え、必要なサービスが利用できるよう、多様なニーズに対応した保育サービスの提供に努めます。</p> <p>(5)保育サービス等に関わる団体等への支援の充実 関係者に対し、適切な情報提供等に努めます。</p>	

基本目標2	子育て家庭の不安や負担の軽減に向けた支援の充実
<p>(1)切れ目のない支援による子どもと親の健康の確保 妊娠・出産・子育ての各時期における子どもと母親の健康づくりを支援します。</p> <p>(2)子育て家庭への経済的支援 支援を必要としている子育て家庭に対し、経済的支援の充実を図るとともに、保護者や子どもの生活支援などの充実を図ります。</p> <p>(3)特別な配慮を必要とする家庭への支援 障害のある子どもが健やかに暮らせるための支援を行うとともに、制度の周知、保健・福祉・教育等の関係機関との連携を進めていきます。また、子どもを虐待から守り、安心して生活ができるよう、関係機関が連携し、早期発見、早期対応に取り組みます。</p> <p>(4)子どもの遊び場・居場所の充実 既設の子どもの遊び場・居場所の情報提供を図るとともに、子どもの新たな居場所づくりについて検討します。</p> <p>(5)相談体制・子育て情報提供の充実 身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、深刻な相談にも対応できる体制の充実を図ります。</p> <p>(6)広報・周知活動の充実 ホームページや専用アプリ等を活用し、細やかに情報を発信していきます。</p>	

基本目標3	地域ぐるみで子育てを支援する環境づくり
<p>(1)地域の子育て支援体制の充実 子育て家庭が社会において孤立しないよう、家庭や地域、保育園、認定こども園、児童センターなどがそれぞれの機能を発揮するとともに、連携を強化し、身近な地域における子育て支援を推進します。</p> <p>(2)多様な学習機会の提供 家庭・学校・地域が連携した子どもの居場所づくりや各種講座などを通じた学習活動の充実に努めます。また、地域の各種活動に対する支援に努めます。</p> <p>(3)子育てしやすい生活環境づくり 子育てしやすいまちを目指して、公園の整備や公共交通機関におけるバリアフリー化など、乳幼児を抱える家族が安心して外出できる環境づくりを進めます。</p> <p>(4)子どもが安全に過ごせる環境づくり 親子が安心して暮らせるよう交通安全、防犯対策、防災対策を実施します。</p> <p>(5)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 家庭と仕事を両立しやすい職場環境づくりを推進するなど、仕事と生活の調和がとれた働き方ができる社会の実現を推進します。</p> <p>(6)企業との連携強化 企業との連携を深め、町ぐるみでの子育て支援に努めます。</p>	

第4節 計画の施策体系

《基本理念》

《基本目標》

《施策》

笑顔があふれ 誰もが安心して子育てできるまち

1 子どもの健やかな成長をはぐくむ支援の充実

- (1)教育・保育の充実
- (2)就学前教育等の充実
- (3)学校の教育環境等の充実
- (4)多様な保育サービスの充実
- (5)保育サービスに関わる団体などへの支援の充実

2 子育て家庭の不安や負担の軽減に向けた支援の充実

- (1)切れ目のない支援による子どもと親の健康の確保
- (2)子育て家庭への経済的支援
- (3)特別な配慮を必要とする家庭への支援
- (4)子どもの遊び場・居場所の充実
- (5)相談体制・子育て情報提供の充実
- (6)広報・周知活動の充実

3 地域ぐるみで子育てを支援する環境づくり

- (1)地域の子育て支援体制の充実
- (2)多様な学習機会の提供
- (3)子育てしやすい生活環境づくり
- (4)子どもが安全に過ごせる環境づくり
- (5)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進
- (6)企業との連携の強化

第4章 子ども・子育て支援事業の今後の方向性

基本目標1 子どもの健やかな成長をはぐくむ支援の充実

本町においては、乳児の入所希望や放課後児童クラブへのニーズが増大しており、今後も引き続き保育供給量の確保に努める必要があります。また、多様な生活環境にある子どもたちとその保護者に対しても、安心してその成長を見守ることのできるサービスの充実に努めます。

(1)教育・保育の充実

① 教育・保育供給量の確保

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
必要供給量の確保	保育や放課後預かり等、各種サービスのニーズ把握に努め、町立及び民間の幼稚園・保育園・認定こども園などと連携し、必要供給量の確保に努めます。	子育て支援課
保育士の確保	処遇改善や大学等との連携により保育士を確保し、適正な配置を図ります。	子育て支援課

② 低年齢児の保育施設の整備

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
地域型保育事業	新たな保育の担い手として地域型保育事業の導入を推進します。 また、子どもの発達を切れ目なく支援するため、教育・保育施設への入所が円滑に移行できるよう連携を図ります。	子育て支援課

(2)就学前教育等の充実

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
ブックスタート事業	3か月児健康診査時に「えほんプレゼント券」を手渡し、赤ちゃんと一緒に絵本を開く喜びや大切さを育むとともに、子どもの読書活動の活性化を図ります。	生涯教育課
体験型保育活動 ・心をはぐくむ教育	安心して生活できる環境で、人との関わりや自然とのふれあいを重ね、自己肯定感が高められるよう成功体験を大切にします。地域との交流等体験型保育活動から感動体験を通じて乳幼児の心をはぐくむ教育の充実に努めます。	子育て支援課
幼保小連携事業の推進	小学校区の保育園等と連携しながら、「子どもの育ちと学び」をつなげる教育活動を推進します。	子育て支援課 学校教育課
幼稚園教諭や保育士等の資質向上	幼児教育・保育に関する専門的な知識・技能を持つ支援者と連携し、保育指導力等の向上に向けた各種研修への参加によりレベルアップを図ります。併せて、保育士の育成マニュアルを作成します。	子育て支援課

(3)学校の教育環境等の充実

① 確かな学力の向上

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
学習意欲の向上と基礎学力の充実	学校教育における確かな学力の向上のため、基礎学力の確実な定着と、応用力・活用力を育みます。また、児童・生徒の興味関心を高め、自ら学ぶ意欲と学習習慣の定着化を図ります。	学校教育課
読書活動の推進	町立図書館と学校図書館の連携を強化し、児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動と豊かな感性や情操をはぐくむ読書活動を推進します。	学校教育課 生涯学習課
小中連携教育の推進	小中学校の連携により、義務教育9年間を見通し、児童・生徒の発達段階に応じた系統的できめ細かな教育を推進し、より一層の学力向上を図ります。	学校教育課
情報活用能力の育成	児童生徒一人一人の情報スキル向上と情報モラルの育成をめざした学習を行います。	教育総務課 学校教育課

② 豊かな心の育成

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
食育活動の充実	幼児期から中学生までの間、食にかかわる人や地域の食材に対する関心や感謝の心をはぐくむ活動と特色ある給食づくりの充実を図ります。	健康推進課 子育て支援課 学校教育課
人権教育の充実	社会生活を営むうえで必要な知識・技能、態度などを確実に身につけることを通じ、人権尊重の精神の涵養を図っていきます。	学校教育課
心の教育・道徳教育の充実	人間としてのあり方を自覚し、人生をより生き抜くために、その基盤となる道徳性を育成し、児童・生徒の心に響く道徳教育を推進します。	学校教育課
豊かな心を育む教育活動の推進	読書活動や自然や文化芸術などに触れる学習活動の充実を図ります。	学校教育課 生涯学習課

③ 特色ある教育環境の充実

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
グローバル社会で活躍する人材の育成	小中学生の英語の基礎力を高めるとともに、実用的な英語が身につく学習を推進します。また、国際理解と国際的感覚を培う学習の充実を図ります。	教育総務課 学校教育課
科学教育の推進	科学教室や科学遊びを通して、幼少期から物事の事象に疑問を持ち考える力を育みます。	子育て支援課 教育総務課 学校教育課

④ 共生社会形成のための特別支援教育の推進

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
特別支援教育の充実	ニーズに応じた教育的支援を充実させるため、関係組織や専門家などと連携し、一人一人の実態に合わせた支援を図ります。	福祉課 健康推進課 子育て支援課 学校教育課

(4)多様な保育サービスの充実

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
延長保育事業	保護者の勤務形態、残業等、多様化する保護者の就労形態に対応するため、継続して実施します。	子育て支援課
休日保育事業	認定こども園において休日保育事業を引き続き実施します。子育て世帯のニーズ把握に努め、適切な受け入れができる体制を整えます。	子育て支援課
病児・病後児保育事業	施設との連携により、病児・病後児保育については継続して実施するとともに、定期的な利用情報の提供に努めます。また、病児保育について町内で受け入れできる体制を検討します。	子育て支援課
保育園等における一時預かり事業	ニーズの把握を行いながら、今後も継続して実施します。	子育て支援課
障害児保育	障害児の保育を担当する保育士を配置したうえ、障害児保育を継続して実施します。また、障害児の健やかな成長を支援するため、保育士の知識・技能の向上に加え、関係機関との連携体制の強化に努めます。	子育て支援課
子育て短期支援事業	やむを得ない理由により、家庭において子どもの養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等で宿泊を伴う養育を行います。	子育て支援課
マイ保育園事業 (こども誰でも通園制度)	妊娠中から概ね3歳未満の未就園児を持つ家庭で、近くの保育園などにおいて、育児体験や育児相談のほか、リフレッシュのための一時預かりなどを行い、育児不安の解消に努めます。国が提唱する「こども誰でも通園制度」に合わせ、月一定の時間枠の中で、自由に利用できる体制づくりを進めます。	子育て支援課
保育園等における施設開放	保育園等の園舎・園庭を開放し、育児相談や、未就園児の親子登園を実施します。	子育て支援課

(5)保育サービス等に関わる団体などへの支援の充実

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
情報交換や研修の機会の提供	新たな国・県の取り組みや町内の動向等について、必要な情報交換や新たな知識を共有するための機会提供、連携を図ります。	子育て支援課
教育・保育施設経営情報の継続的な見える化の支援	教育・保育施設については経営情報を継続的に見える化することが求められていることから、適切な方法等について情報提供を行うなどの支援を図ります。	子育て支援課
私立保育園が新たに雇用する保育士への家賃補助	町内の私立保育園が新たに雇用する保育士に対し、賃貸住宅を利用する場合の家賃補助を行います。	子育て支援課
放課後児童クラブに対する障害児受入に対する加算	放課後児童クラブが障害を持つ児童の受け入れを行おうとする際、指導員を雇用するための加算を行います。	子育て支援課

基本目標2 子育て家庭の不安や負担の軽減に向けた支援の充実

安心して出産、子育てができるよう、周産期から乳幼児期の健康相談等をきめ細かく実施していきます。また、経済的な支援、発達に応じた支援など、子育てに関して配慮が必要な家庭に対し、それぞれ関係する部局・団体等と連携を図りながら、適切な支援に努めます。また、子育て世帯が必要なサービスや支援を利用できるよう、分かりやすく充実した情報提供を進めます。

(1)切れ目のない支援による子どもと親の健康の確保

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
不妊不育症治療費助成事業	子どもを産むことを望みながら、不妊不育症のために子に恵まれない夫婦に対し、不妊不育症治療費の一部を助成します。	健康推進課
母子健康手帳交付時の妊婦健康相談の実施	母子健康手帳の交付時に、健康相談や保健サービス、マイ保育園登録の紹介を行い、妊婦の健康保持・増進を図ります。	健康推進課 子育て支援課
乳幼児健康診査	乳幼児を対象に身体発育・精神発達の両面から健診を行い、子どもの健全育成を図るとともに、保護者の育児不安の解消を図ります。	健康推進課
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児の健康状態のチェックのほか、母親の状況や養育環境を把握し、助言・相談を行います。また、支援が必要な場合は、関係機関との連絡調整も行います。	健康推進課
養育支援訪問事業	関係機関などからの情報収集などにより把握した養育困難家庭で、養育支援の必要性があると判断した家庭に対し、保健師などによる訪問により育児支援・援助を実施します。 また、虐待の疑いがあるケースについては、要保護児童対策地域協議会で支援計画を検討し、支援します。	健康推進課 福祉課
こども家庭センター（利用者支援事業）	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するため、妊産婦等からの相談に応じるだけでなく、母子保健サービスと子育て支援サービスが一体的に提供できるよう、必要な機関と調整を行い、支援プランの作成などを行います。	健康推進課 子育て支援課
妊産婦健康診査	母子健康手帳交付時に受診券を発行して妊産婦健康診査にかかる費用の一部を助成し、定期的な健診受診を通じて、母子の病気などを早期に発見します。	健康推進課
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安を抱える家庭を訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するほか、家事・子育て等を支援します。	健康推進課
産後ケア事業	出産後、体調不良や育児不安等で支援が必要にも関わらず、家族等から十分な育児・家事等の援助が受けられない産婦を対象に、宿泊または通所で産科医療機関等において母の心身のケアや育児サポートを行います。医療機関との連携を強化し、育児不安の解消や母子の孤立化・児童虐待の予防につなげます。	健康推進課

定期予防接種	麻疹風疹混合予防接種率95%以上、その他の予防接種率90%以上を目標に、接種率向上に努めます。	健康推進課
任意予防接種費用助成	任意予防接種については、接種費用の一部を助成します。また、小児がん治療等で既に接種した定期の予防接種の免疫効果が期待できず、再度接種した予防接種の費用についても助成します。	健康推進課
健康づくり推進事業による母子保健推進会活動	母子保健に関する歯みがき教室など各教室や健康まつりにおいて母子保健推進会による活動を支援します。 また、推進員養成講座などにおいて、推進員の増員・育成を行います。	健康推進課
妊娠期・乳幼児期における栄養相談	乳幼児健診や相談などにおいて、妊産婦や保護者に対し、発達段階に応じた栄養・食生活の指導を行います。	健康推進課
保健相談・教室	ほのぼのサロン、なかよしサロン、遊びの教室、幼児・こころと言葉の発達相談、赤ちゃん・子ども相談などの各種事業を通じて健康や育児不安への相談・支援を行います。	健康推進課

(2)子育て家庭への経済的支援

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
児童手当	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している者に、生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童手当を支給します。	子育て支援課
特別児童扶養手当	精神または身体に障害がある20歳未満の児童を監護している父親もしくは母親、または父母にかわって養育している養育者に対して、特別児童扶養手当を支給します。	福祉課
未熟児養育医療給付事業	身体の発達が未熟のまま出生し、医師が入院養育を必要と認めた1歳未満の乳児に対して、その治療に必要な医療費を公費で一部負担します。	子育て支援課
子ども医療費助成事業	子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、また保護者の負担を軽減するために子どもの医療費の一部を助成します。	子育て支援課
ひとり親世帯に対する助成	児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成事業、ひとり親家庭放課後児童支援事業、ひとり親家庭等学習支援事業を通じ、助成を行います。	子育て支援課
低所得世帯に対する助成	副食費の実費徴収に係る補足給付事業、就学援助等を通じ、就園・就学に係る費用の助成を行います。	子育て支援課 学校教育課
多胎児世帯に対する助成	3人以上の多胎児を養育する家庭の保護者に対し祝品を贈る、多胎児家庭子育て応援事業を実施します。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業	ひとり親世帯、低所得世帯、多胎児を養育する家庭のファミリー・サポート・センターの利用料を助成します。	子育て支援課

チャイルドシート購入補助	交通事故から子どもの尊い命を守るため、チャイルドシートを購入した保護者に対し、その費用の一部を補助します。	子育て支援課
出生祝い品の贈呈	本町に住所を有する新生児の保護者に対して、祝い品(商品券)を贈呈します。	子育て支援課
通学定期券購入費補助事業	本町に住所を有し、学校に通学する対象年齢の児童生徒に対し、1年度1万円を上限に定期券の購入費用を補助するものです。(小中学校の通学補助費等を受けていないなどの条件があります。)	子育て支援課
プレミアム・パスポート事業の周知	妊娠中の子を含めて2人以上の子どもがいる家族が提示すると県内の協賛企業で割引などの特典が受けられるプレミアム・パスポート事業について周知を図ります。	子育て支援課

(3)特別な配慮を必要とする家庭への支援

① 障害のある子どもへの支援

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
障害や発達障害の早期発見と対応支援	障害及び発達障害について、乳幼児健診や各種相談などの場を通じて発見に努め、早期の対応につなげていきます。	福祉課 健康推進課 子育て支援課
障害や発達障害児の支援に向けた連携体制の構築	障害及び発達障害について、個に応じたきめ細かな支援ができるよう体制の構築を継続していきます。	福祉課 健康推進課 子育て支援課 学校教育課
障害児通所支援事業	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育園などへの訪問支援のサービスについて、関係機関との密接な連携により、円滑なサービス提供に努めます。	福祉課
障害児入所支援事業	県児童相談所との連携により、必要なサービスにつなげていきます。	福祉課
特別支援教育の充実	ニーズに応じた教育的支援を充実させるため、関係組織や専門家などと連携し、一人一人の実態に合わせた支援を図ります。	福祉課 健康推進課 子育て支援課 学校教育課
医療的ケア児の支援に向けた連携体制の構築	医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援にかかわる行政機関や事業所等の担当者が、継続的に意見交換や情報共有を図る協議の場を設け、連携体制の構築を進めます。	福祉課 健康推進課 子育て支援課 学校教育課
障害児団体との連携	障害のある子を養育する家庭や支援団体との連携を深めるよう努めます。	福祉課

② 児童虐待防止対策の推進

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
子ども虐待防止の意識啓発	広報や講演会等により、意識啓発を図り、児童虐待の防止に取り組みます。	福祉課 健康推進課 子育て支援課 学校教育課
児童虐待の未然防止・早期発見	児童虐待等の未然防止や早期発見を目的に、相談及び連携体制の強化や町民への周知を図ります。	福祉課 健康推進課 子育て支援課 学校教育課
要保護児童対策地域協議会	要保護児童・要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を図るため、情報交換・支援内容に関する協議を行います。	福祉課 健康推進課 子育て支援課 学校教育課
こども家庭センターの設置	子どもとその家庭・妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、専門的な相談対応や必要な調査・訪問等による支援を行います。	福祉課 健康推進課 子育て支援課 学校教育課
子どもの権利擁護の推進	啓発活動を通じて、子どもたちが本来持つ権利を尊重するとともに、必要な保護を効果的に実施し、「子どもの最善の利益」の実現を目指します。	子育て支援課 学校教育課 町民課
ヤングケアラーに対する支援	該当する子ども・若者を早期に発見し、必要に応じ各種の福祉施策などによって世帯全体への支援を行い、該当者の負担軽減に努めます。また、早期発見ができるよう、ヤングケアラーに関する情報周知に努めます。	福祉課 健康推進課 子育て支援課 学校教育課

③ 子どもの貧困対策の推進

実施事業	取組の内容・方向	担当課
ひとり親家庭等学習支援事業	基礎学力の向上等を図り、将来の安定的な就業と自立の促進につなげることを目的として、県が実施する生活保護世帯等の子どもに対する学習支援事業と一体的に実施します。生活保護・就学援助・教育費負担軽減奨学金・児童扶養手当または就学援助受給世帯の小学校1年生から高校3年生までの希望する児童・生徒に対し、教員OBや学生等が学習支援を行います。	子育て支援課
就学援助	経済的な理由によって小学校及び中学校に就学させることが困難な児童・生徒の保護者に対し、その就学に必要な費用の一部を助成します。	学校教育課
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児の健康状態のチェックのほか、母親の状況や養育環境を把握し、助言・相談を行います。また、支援が必要な場合は、関係機関との連絡調整を行います。	健康推進課
要保護児童対策地域協議会	要保護児童・要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を図るため、情報交換・支援内容に関する協議を行います。	福祉課 健康推進課 子育て支援課 学校教育課
ひとり親家庭等の就労サポート	保護者に対する就業の支援として、県や公共職業安定所等と連携し、母子、父子自立支援員の紹介や就業支援講習会等の情報提供を行います。	商工観光課 子育て支援課

児童扶養手当	ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等の子ども及び親の医療費の一部を助成し、保護者の負担を軽減します。	子育て支援課
ひとり親家庭放課後児童支援事業	各放課後児童クラブにおいて、ひとり親家庭に対する保育料の軽減等を行います。	子育て支援課
総合相談事業	生活困窮家庭の相談、支援について、関係機関と連携し、適切な対応に努めます。	福祉課 子育て支援課 健康推進課

(4)子どもの遊び場・居場所の充実

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
地域子育て支援センター (地域子育て支援拠点事業)	未就園児親子対象のひろばや子育て情報の提供、相談の実施等、在宅親子の子育て支援を行います。支援の充実に向けて、施設開放時間の延長や土曜・日曜の開所を検討します。	子育て支援課
児童センター事業	児童の健全な遊びと子育て世代の支援として各種事業を実施します。各種事業のさらなる充実を図りながら、児童の遊び場、居場所、育児支援の場となるよう努めます。	子育て支援課 児童センター
放課後児童健全育成事業	よりよい居場所となるよう、処遇改善等による支援員の確保、勉強会や研修会などによる資質向上、安全な施設的环境維持に取り組みます。また、増加傾向にある入所希望に応えるため、関係団体と連携し、受入側の充実に努めます。	子育て支援課
放課後子ども教室	小学生を対象として、放課後等に公民館など安全な子どもの活動拠点において、地域住民の参画を得て、多様な体験活動、交流等の機会を提供することにより、児童の自主性、社会性及び創造性の向上を図ります。	生涯教育課
不登校児童の居場所づくり	学校に通うことが困難な児童生徒の学校以外の居場所として、教育支援センター「パイン教室」の活動の充実に努めます。また、民間団体が同様の事業を実施しようとする場合、情報提供や周知などの支援を図ります。	学校教育課
子どもの居場所づくり	子ども食堂やコミュニティ食堂事業等による子どもの居場所づくりを検討します。	子育て支援課

(5)相談体制・子育て情報提供の充実

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
妊婦等包括相談支援事業	妊婦やその配偶者に対し、心配事等に対し伴走型支援を行います。 面談のほか、場合によりメールやチャットを通じた相談の実施を検討するなど、様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた対応に努めます。	子育て支援課 健康推進課
乳幼児健康相談	子どもの発育、発達、食事に関する事など、育児に関する様々な相談に保健師・管理栄養士が応じ、不安解消に努めます。 また、より気軽に相談できるよう、メールやチャットを通じた相談の実施を検討します。	健康推進課
地域子育て支援センターの充実 (地域子育て支援拠点事業)	未就園児親子対象のひろばや子育て情報の提供、相談の実施等、在宅親子の子育て支援を行います。支援の充実に向けて、施設開放時間の延長や土曜・日曜の開所を検討します。	子育て支援課
総合相談事業 (こども家庭センター)	子どもの発達、疾患、障害福祉サービス、生活困窮など生活に関する相談支援を行います。	福祉課 健康推進課 子育て支援課 学校教育課
こども家庭センター (利用者支援事業)	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するため、妊産婦等からの相談に応じるだけでなく、母子保健サービスと子育て支援サービスが一体的に提供できるよう、必要な機関と調整を行いながら、支援プランの作成などを行います。	健康推進課 子育て支援課
養育支援訪問事業	関係機関などからの情報収集などにより把握した養育困難家庭で、養育支援の必要性があると判断した家庭に対し、保健師などによる訪問により育児支援援助を実施しています。 また、虐待の疑いがあるケースについては、要保護児童対策地域協議会で支援計画を検討し、支援します。	健康推進課 福祉課
こども家庭センターの設置	子どもとその家庭・妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、専門的な相談対応や必要な調査・訪問等による支援を行います。また、学校、教育センター等と連携し、小中学生の不登校、いじめ等の多様な相談に対して児童生徒、保護者への支援に努めます。	福祉課 健康推進課 子育て支援課 学校教育課
就学前教育相談	子どもの就学に向けての不安を解消するための相談や支援の強化を図ります。	健康推進課 子育て支援課 学校教育課
教育センターにおける 相談事業	専門機関や関係機関との連携を強化し、小中学生に関する相談にきめ細やかに応じられる体制づくりに努めます。	学校教育課

(6) 広報・周知活動の充実

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
子育て情報の提供	子育て情報を必要としている人に、適時、適切に情報提供ができるよう、広報誌、ホームページのほか、認知度の高いSNS、また子育てアプリを活用し、情報提供を行います。利用者の声や実例を取り入れるなど、より伝わりやすく、親しみやすい情報提供に努めます。	子育て支援課 企画課

基本目標3 地域ぐるみで子育てを支援する環境づくり

地域のリソースを活用し、地域ぐるみでの子育て支援・子育て環境を充実させることは、安心・安全な子育てにつながる重要なポイントであると考えられます。公共サービスの充実のみならず、関係団体等との連携・情報共有を行い、「地域全体の子育て力」の向上を図ります。

(1) 地域の子育て支援体制の充実

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
地域子育て支援センター (地域子育て支援拠点事業)	未就園児親子対象のひろばや子育て情報の提供、相談の実施、子育てサークルの育成等、在宅親子の子育て支援を行います。支援の充実に向けて、施設開放時間の延長や土曜・日曜の開所を検討します。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業	依頼会員と提供会員との連絡・調整等の実施により、地域における育児の総合援助活動を推進します。活動の柔軟化を図る等、支援の担い手側が活動しやすくなるよう改善に努めます。	子育て支援課
児童センター事業	児童の健全な遊びの確保、健康増進、情操等を高めるため、各種事業を実施します。児童の遊び場、居場所、育児支援の場となるよう工夫に努めます。	子育て支援課 児童センター
子育て支援機関の連携強化 (子ども未来支援ネットワーク)	支援関係施設の相互交流活動、子育て支援関係職員の資質向上、関係機関及び団体との連携、意見交換の場を定期的で開催し、相互の学びにつなげることで、保護者に応じた子育て支援を行います。	福祉課 健康推進課 子育て支援課
放課後児童健全育成事業	よりよい居場所となるよう、処遇改善等による支援員の確保、勉強会や研修会などによる資質向上、安全な施設的环境維持に取り組みます。また、増加傾向にある入所希望に応えるため、関係団体と連携し、受入側の充実に努めます。	福祉課 子育て支援課
児童厚生員等研修事業	児童センター職員が、児童健全育成のために必要な技術や専門性を身につけるために研修会に参加します。	子育て支援課
学生ボランティア等の活用	町内の中学生・高校生や近隣の高等教育機関の学生たちを、子育て支援事業や各種イベントのボランティアとして参加を促し、学生たちの社会参加機会とするとともに、子どもたちの居場所づくりの充実に努めます。	子育て支援課
障害を抱える子どもたちの地域社会への参加及び包摂 (インクルージョン)の推進	児童発達支援センターや関係団体と連携し、障害を抱える子どもと世帯への切れ目ない支援を進めます。また、子どもたちの個別の特性に合わせた支援を行うことで、地域社会への参加とインクルージョンを推進していきます。	福祉課 子育て支援課 健康推進課 学校教育課

(2)多様な学習機会の提供

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
ふるさと教育の推進	郷土を知り郷土を愛する心や、誇りに思う心をはぐくむ教育を推進します。地域の自然・伝統文化・歴史・遺産を資源として、学校教育・生涯学習においてふるさと教育を推進します。	教育総務課 学校教育課 生涯学習課
放課後子ども教室	小学生を対象として、放課後等に公民館などの安全な子どもの活動拠点において、地域住民の参画を得て、多様な体験活動、交流等の機会を提供することにより、児童の自主性、社会性及び創造性の向上を図ります。	学校教育課 生涯教育課
芸術文化に関する教育活動の推進	乳幼児や児童生徒を対象とした、芸術文化の鑑賞・体験学習を積極的に取り入れます。	生涯教育課
キャリア教育の推進と拡充	ボランティア活動、職場体験など様々な体験活動の充実により、児童・生徒一人ひとりが望ましい勤労観や職業観をはぐくむキャリア教育を推進します。また、発達段階に応じて自己の将来の生き方や進路を主体的に選択できる能力・態度の育成に努めます。	学校教育課

(3)子育てしやすい生活環境づくり

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
施設のバリアフリー化	道路や公園、また学校や公民館といった教育施設のバリアフリー化を進め、安全な施設づくりに努めます。	都市建設課 教育総務課
公共施設への育児スペースの整備	乳幼児を連れた親子の利用を考え、新築備の整備に努めます。	都市建設課
「赤ちゃんの駅」の設置推進	授乳やおむつ替えなどができるスペースの愛称で、乳幼児を抱える家族が安心して外出できる環境づくりを進め、社会全体で子育てを支援する機運の醸成を目指します。	子育て支援課
公園の整備	公園の安全性の確保のため、遊具などの点検、補修、更新や樹木の剪定等を行い、親子が安全・安心に利用できる公園整備を継続して進めます。	都市建設課
三世代ファミリー同居等促進事業	世代間で助け合いながら子育てする三世代同居または50m以内で準同居を始める世帯に対して、住宅の新築及びリフォームに要する費用の一部を支援します。	企画課

(4)子どもが安全に過ごせる環境づくり

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
交通安全	児童・生徒の交通安全意識の高揚を図るため、各種交通安全教室を実施するほか、警察署や交通安全協会と連携した交通安全活動を推進します。また、キッズゾーンをはじめ、交通安全施設や道路などの改良により安全な道路環境づくりに努めます。	生活環境課 学校教育課 都市建設課
防犯対策	警察署、学校、PTA、地域の防犯ボランティアなどの連携により、防犯パトロールを実施します。また、防犯カメラや緊急通報装置を整備し、教育施設の安全性を向上させます。そのほか、メール配信サービスやSNS等の利用により、不審者情報に関する情報発信を行います。	生活環境課 教育総務課 学校教育課
子ども110番の家	子ども110番の家の協力家庭や事業所と連携し、周知を図るとともに、多くの協力者を得るよう努めていきます。	生活環境課
防災対策	保育園等のほか、学校などにおいて防災訓練を定期的に行うなど防災対策を強化します。また、既存の事業を活用しながら、妊産婦や乳幼児への防災対策の普及啓発を行います。	総務課 子育て支援課 健康推進課 福祉課 学校教育課
震災後の子どもたちのメンタルケアの充実	専門機関やスクールカウンセラーとの連携を強め、能登半島地震以降、こころに不安を抱える子どもたちのメンタルケアを引き続き行っていきます。	子育て支援課 健康推進課 学校教育課

(5)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

① ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
ワーク・ライフ・バランスに関する広報活動	仕事と家庭生活のバランスを取って生活できるよう、ワーク・ライフ・バランスについての広報活動に取り組みます。	商工観光課 子育て支援課
雇用・労働に関する制度等の周知啓発活動	町内の事業所に対して、町商工会と連携し、「働き方改革」や「健康経営」など、就業環境の向上に関する法令や制度等の周知啓発を行い、実践につなげます。	商工観光課 子育て支援課
男女共同参画事業	男女双方が共に子育てや家事に取り組むことができるよう、啓発活動やイベントを開催します。	総務課

② 若者の自立の促進

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
結婚相談事業	結婚推進員を通じて、結婚の相談やお相手の紹介を行います。また、婚活パーティーなども開催します。	企画課

(6) 企業との連携の強化

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
企業等との連携強化	町内の企業や事業所との連携を深め、子ども食堂やボランティア活動等、町ぐるみでの子どもの居場所づくりへの参画を促します。	子育て支援課

第5章 子ども・子育て支援事業の 量の見込みと提供体制

第1節 ニーズ量推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童・小学生の保護者を対象としたニーズ調査の結果を参考としながら、国が示した「第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」の手順に沿って算出し、本町の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

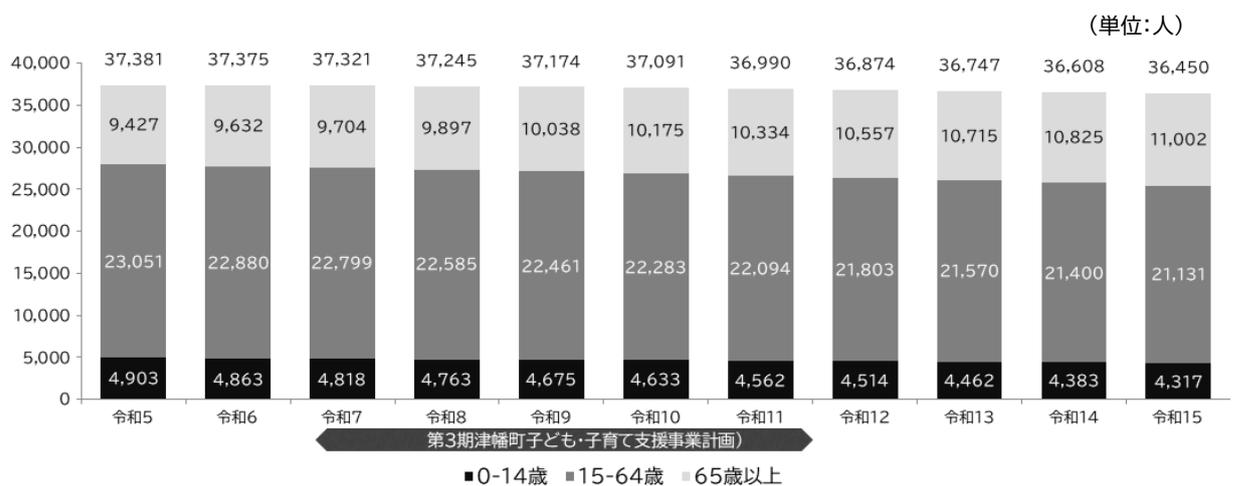
◆人口推計

住民基本台帳による年齢別人口集計から今後の出生傾向、増減傾向等を算出し、年齢別の推計人口を算出しています。

◆各種サービスに係る見込み量

サービス対象となる子どもの人口を(1)で求めた「推計人口」による該当年齢層とし、当該サービスに係るこれまでの利用実績、ニーズ調査等から読み取れる傾向等から、利用係数を設定したうえで算出しています。

■総人口の推計(3区分、令和5・6年は4月1日付住民基本台帳人口)

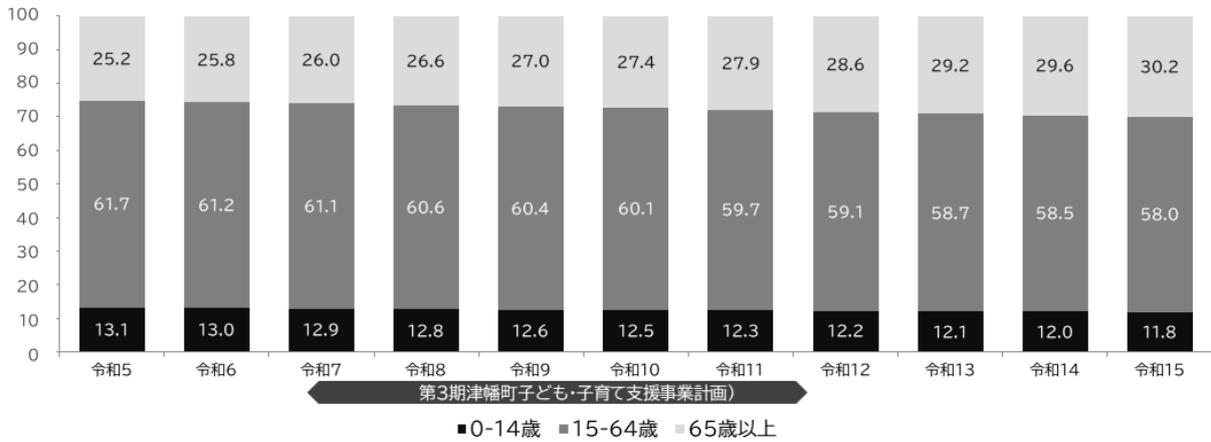


第2期計画では、令和6年度の人口は36,611人と予想していましたが、実際の減少はより緩やかで、令和6年4月1日現在の人口は37,375人となっています。

今回の推計ではそれを踏まえ、5年後の令和11年時点の人口を36,990人と推計しています。

■年齢3区分別推計人口割合

(単位:%)

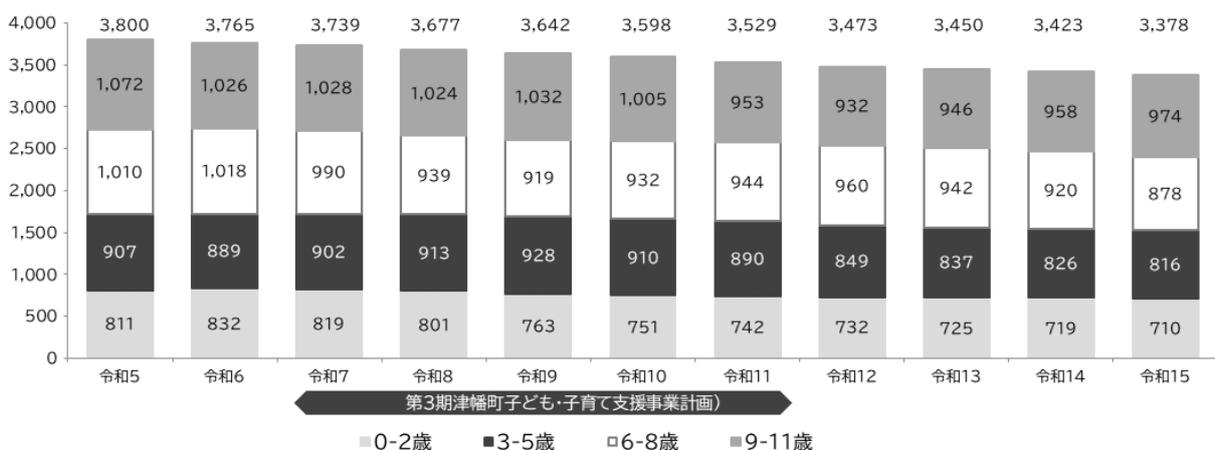


第2期計画においては、令和6年度では、年少人口割合は12.9%、生産年齢人口は60.9%になると推計していましたが、実際には、年少人口割合は13.0%、生産年齢人口は61.2%となっています。

本町においては高齢者世代の社会増も見られ、高齢者の人口は、単純な「人口の多い世代の高齢化」という理由以外でも進行していくと予想されます。

■児童人口(0~11歳)の推計

(単位:人)



本町の児童人口(0~11歳)は、今後緩やかに減少していくと予想されます。

しかし、新たな住宅開発や宅地造成などがあつた場合、子育て世帯の流入が活発化し、減少傾向がさらに緩やかになる可能性も想定されます。

第2節 教育保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定める必要があるとしています。子どもやその保護者が地域で安心して暮らせるための基盤として、教育・保育施設だけでなく、他の公共施設や交通網、地域の人的ネットワークも勘案して教育・保育提供区域を定める必要があります。

教育・保育提供区域として、町全域を細かい範囲で設定すると、区域を越えた利用も多くある現状から、現在の利用実態や施設運営の状況と乖離した計画となるおそれがあります。一方で、教育・保育提供区域は、量の見込みの算出や確保体制の検討のほか、需給調整の判断基準となる基本単位となるものですが、利用者が居住地の区域を越えて教育・保育サービス等を利用することを妨げるものではありません。

第1期・第2期計画では、地区内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等のバランスなどを鑑み、将来的な子どもの数、保育園等の園児数や地区ごとの子どもの人数等を考慮し、町全体を1区域として教育・保育提供区域を設定しました。

第3期計画においても引き続き、「教育・保育の提供区域」「地域子ども・子育て支援事業の提供区域」の双方共に、町全域を1つの単位として取り扱います。

第3節 幼児期の学校教育・保育量の見込みと提供体制の確保

■認定区分

年齢と保育の必要性(事由・区分)に基づいて、1・2・3号認定に区分します。

認定区分と対象児童・施設

認定区分		利用できる施設等
1号 認定	【教育標準時間認定】 子どもが満3歳以上で、認定こども園等で教育を希望	認定こども園、幼稚園 (教育標準時間)
2号 認定	【保育認定 満3歳以上】 子どもが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に 該当し、認定こども園等で教育・保育を希望	認定こども園、保育所 (保育標準時間、保育短時間)
3号 認定	【保育認定 満3歳未満】 子どもが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に 該当し、認定こども園等で保育を希望	認定こども園、保育所 (保育標準時間、保育短時間)、 地域型保育事業所

【量の見込みと確保の内容】

(単位:人)

推計値	令和7年度 (2025)					令和8年度 (2026)					令和9年度 (2027)				
	1号		2号			3号			1号		2号			3号	
認定区分	1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
年齢	3~5歳		0歳	1歳	2歳	3~5歳		0歳	1歳	2歳	3~5歳		0歳	1歳	2歳
①量の見込み	1,445					1,459					1,451				
	86	808	63	238	250	80	834	66	219	260	70	863	69	222	227
②確保の状況	1,487					1,484					1,491				
特定教育・保育施設	100	820	63	240	252	80	840	66	222	264	80	880	69	222	228
上記以外	0	0	4	4	4	0	0	4	4	4	0	0	4	4	4
乖離(②-①)	14	12	4	6	6	0	6	4	7	8	10	17	4	4	5

推計値	令和10年度 (2028)					令和11年度 (2029)									
	1号		2号			3号			1号		2号			3号	
認定区分	1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
年齢	3~5歳		0歳	1歳	2歳	3~5歳		0歳	1歳	2歳	3~5歳		0歳	1歳	2歳
①量の見込み	1,434					1,416									
	59	861	72	225	217	47	857	75	227	210					
②確保の状況	1,474					1,445									
特定教育・保育施設	60	880	72	228	222	60	860	75	228	210					
上記以外	0	0	4	4	4	0	0	4	4	4					
乖離(②-①)	1	19	4	7	9	13	3	4	5	4					

子どもの人数は微減していきますが、近年の就労の動向やニーズの状況から見ると、今後いずれかの施設入所を希望する世帯の割合が増え、結果的に入所希望人数は増加するものと考えられます。

引き続き教育ニーズに対応できる体制の維持に努めるほか、既存施設の保育枠定員の見直し・拡充、認定こども園化の促進、地域型保育事業(事業所内保育事業等)の促進を通じて、保育の提供体制の確保に努めます。

第4節 子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

(1) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位:人)

推計値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み (人日)	720	720	960	960	960
(箇所)	12	12	12	12	12
②確保の状況 (人日)	720	720	960	960	960
(箇所)	12	12	12	12	12
乖離(②-①) (人日)	0	0	0	0	0
(箇所)	0	0	0	0	0

確保方策

延長保育のニーズに大きな伸びはありませんが、保育園に入所する児童が増加することを見込んだ量としています。今後も町内各保育園等の協力を得て当該事業を実施し、18時以降の保育利用希望に対応して実施します。

(2) 放課後児童クラブ

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、支援員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【量の見込みと確保の内容】

単位:人

推計値(町全域)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	788	800	822	840	861
1年生	186	191	205	210	214
2年生	166	153	156	167	170
3年生	168	170	162	170	187
4年生	120	137	139	133	140
5年生	99	107	120	121	115
6年生	49	42	40	39	35
実施箇所数	16	16	16	16	16
②確保の状況	800	820	840	860	880
乖離(②-①)	12	20	18	20	19

確保方策

放課後児童クラブについては、年々ニーズが増えています。

ワーク・ライフ・バランスの推進に伴い、利用時間は短くなる傾向がありますが、長期休暇中の利用希望も高いことから、今後も適切な開設場所やスタッフの確保、またボランティアの積極的な活用に努め、ニーズを満たせるよう尽力していきます。

(3)子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

■**ショートステイ**：保護者が、疾病・疲労等、身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設等、保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です。

■**トワイライトステイ**：保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり子どもの養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設等、保護を適切に行うことができる施設において子どもを預かる事業です。

【量の見込みと確保の内容】

単位：人

推計値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	9	11	13	15	16
②確保の状況	9	11	13	15	16

確保方策

子育て短期支援事業は、これまでの実績やニーズ調査から、多くの利用があるものとは想定していませんが、今後利用者が増加してくると見込まれます。その他の事業を組み合わせながら適切に対応すると共に、暫定的に町外の施設を紹介する等、対応を進めていきます。

(4)地域子育て支援拠点(子育て支援センター)

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

推計値	単位:人/年				
	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	13,268	13,457	13,276	13,518	13,801
②確保の状況	13,268	13,457	13,276	13,518	13,801
実施個所数	6	6	6	6	6

確保方策

新型コロナウイルス感染症流行期にいったん利用率が低下しており、過去4年の増減率や近年の利用平均値は具体的に参考となる状況ではなく、2023年、2024年の状況から量の見込みを算出しています。利用は今後も横ばいに推移すると想定されることから、今後も既存施設を活用し、ニーズに対応していきます。

(5)一時預かり事業(幼稚園型／幼稚園型以外)

- 幼稚園型 :通常教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。
- 幼稚園型以外:保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。

【量の見込みと確保の内容】

幼稚園型

推計値	単位:人/年				
	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	11,507	12,410	13,538	14,102	14,553
②確保の状況	11,507	12,410	13,538	14,102	14,553

幼稚園型以外

推計値	単位:人/年				
	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	356	315	269	222	172
②確保の状況	356	315	269	222	172

確保方策

幼稚園型・・・近年の利用率は減少傾向にありますが、児童数が増加する見込みであること、サービスそのものの浸透が進むと想定されることから、減少傾向ではなく横ばいとして見込んでいます。今後も既存の幼稚園及び認定こども園の一時預かりにより、ニーズに対応します。

幼稚園型以外・・・幼稚園在園児以外を対象とした一時預かり事業などは、主に保育園や認定こども園の一時預かり事業のほか、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターなどの事業が対象となります。

こちらも利用は減少傾向となっていますが、一定のニーズは想定されることから、引き続き子育て支援センター機能の強化や地域型保育給付事業などの保育の担い手の確保ほか、多様な担い手の確保に努め、ニーズに対応していきます。

(6)病児保育・病後児保育

保護者の子育てと就労の両立を支援するため、ケガや病気の回復期にある子どもを、一時的に看護師、保育士がいる専門施設において預かる事業です。

【量の見込みと確保の内容】

推計値	単位:人/年				
	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	1,736	1,755	1,786	1,811	1,822
②確保の状況	1,736	1,755	1,786	1,811	1,822

確保方策

本町では、寺尾保育園、ちいろばこども園、住吉こども園の、町内3つの園で病後児保育を、病児保育については、内灘町の金沢医科大学病院に委託を行っています。

一定のニーズがあることから、今後も応えることができる体制を構築していきます。

(7)ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を依頼したい人(依頼会員)と協力したい人(提供会員)が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅等で預かる相互援助活動組織で、依頼会員は概ね小学校4年生までの子どもを持つ保護者とした事業です。

【量の見込みと確保の内容】

推計値	単位:人/年				
	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	297	337	378	417	452
②確保の状況	297	337	378	417	452

確保方策

就学児のファミリー・サポート・センターの利用については、ニーズの高まりが予想されます。子育て支援センターなど代替事業の充実により利用者のニーズに対応していくほか、協力会員の募集についても継続的に行っていきます。

(8)利用者支援事業(基本型)

本町では、利用者支援事業は、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、その選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援サービスを円滑に利用できるように相談支援等を行う「基本型」の事業を実施しており、今後も充実を図りながら継続していきます。

【量の見込みと確保の内容】

推計値	単位:箇所				
	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み(人日)	1	1	1	1	1
②確保の状況	1	1	1	1	1

確保方策

現状ニーズに対応できていると判断されることから、今後も子育て支援課で事業実施を継続していきます。

(9)こども家庭センター

こども家庭センターは、母子保健機能と児童福祉機能を併せ持ち、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、一体的に相談支援を行う事業です。

確保方策

現状ニーズに対応できていると判断されることから、今後も子育て支援課、健康推進課

で事業実施を継続していきます。

(10)妊婦に対する健康診査

妊婦健診は、母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

推計値	単位:人/年				
	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	211	209	206	203	201
②確保の状況	211	209	206	203	201

確保方策

出生数は今後も微減が見込まれており、対象となる妊婦の人口も減少していくと想定されます。今後も継続的に県内の産婦人科の病院または診療所で受診ができる体制を維持します。

(11)乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【量の見込みと確保の内容】

推計値	単位:人				
	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	238	234	232	228	225
②確保の状況	238	234	232	228	225

確保方策

人口推計による新生児の数は微減となっていく見込みです。
今後も健康推進課で助産師などを確保し、母子保健事業で対応していきます。

(12)養育支援訪問事業

養育支援訪問事業等は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

単位:人

推計値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	72	80	89	97	104
②確保の状況	72	80	89	97	104

確保方策

ニーズは増加傾向が見込まれるため、今後も町の保健師による相談支援を実施します。

(13)産後ケア事業

産後1年以内で支援の必要な産婦やその世帯からの申し出に対し、通算7日までの支援サービスを実施する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

単位:人

推計値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	16	16	16	15	15
②確保の状況	16	16	16	15	15

確保方策

医療機関や助産師等の関係先と連携を進めながら対応していきます。

(14)子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭や妊産婦等の自宅を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行い、家庭や養育の環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐための事業です。

【量の見込みと確保の内容】

単位:人/年

推計値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	48	54	60	66	71
②確保の状況	48	54	60	66	71

確保方策

ニーズは緩やかに増加していくものと想定しています。通常の子育て相談事業や訪問事業などを通じ早期の支援を行いながら、ニーズの必要量の見極めを行っていきます。

(15)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保護者の就労有無や理由を問わず、0～2歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できる制度です。

【量の見込みと確保の内容】

単位:人/日

推計値	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	4	5	5	5	3
0歳児	3	3	3	3	2
1歳児	1	1	1	1	1
2歳児	0	1	1	1	0
②確保の状況	4	5	5	5	3

保育園に通園していない児童のうち、約2割が利用し、月10時間を約3日程度で消化するとして見込み数を計算しています。1日平均では約4～5名程度で推移すると想定され、町内の認定こども園で対応できるよう検討していきます。

(16)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

確保方策

今後各世帯の状況を勘案し、低所得者の負担を軽減できるよう対応していきます。

(17)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

確保方策

現在、町内に対象となる新規事業者はありませんが、新規参入しようとする法人等の情報があつた場合には、必要な対応を行うものとします。

(18)親子関係形成支援事業

児童との関わり方、子育て等に不安を抱える保護者とその児童に対し、児童の心身の発達状況等に応じた情報提供や助言を行い、また同じ悩みを抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有できる情報交換の場を設け、親子間の適切な関係性構築を図るための事業です。

確保方策

子育てに関する学習機会などをとらえ、実施していきます。

(19)児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対し、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。

確保方策

本事業については、関係団体等と連携を図りながら事業の実施に向け検討していきます。

第6章 計画の推進

第1節 計画の周知

(1) 町民や関係団体などへの周知

この計画は、家族が互いに尊重し合い、助け合いながら、安心して子育てができるよう、また、幼い子どもを持つ保護者が、過重な負担や不安を感じることなく、就労と生活を両立できるよう、地域で支え合うまちづくりを目指しています。

家庭、地域、企業など、様々な方向からの主体的・積極的な取り組みを促進するために、広報誌・ホームページなどに概要や個別の施策を掲載し、この計画の周知と進行に努めます。

(2) 子どもたちへの周知

この計画は、子育て世帯・保護者への支援といった、大人に向けた施策に留まらず、本町の子どもたちが豊かな心と主体的に生きるたくましい力をはぐくみ、それぞれの夢に向かって自立できる環境づくりを目指しています。

子どもの主体的・積極的な参画によりこの計画を推進するために、子どもたちを対象とした活動などを通じ、子どもたちにも分かりやすく、この計画の大切さと必要性を伝えていきます。

第2節 計画の推進

「津幡町子ども・子育て支援事業計画」の推進に際しては、庁内において年度ごとに各施策や事業の進捗状況を把握しつつ、また国の施策等を反映しながら推進に努めます。また、諮問機関である「津幡町子ども・子育て会議」に対し報告及び意見聴取を行い、計画達成に向けた助言や、新たな課題発見と解決にあたっていきます。

そのほか、子育て世帯、地域、関係機関、企業等と連携を図りながら、次代を担う子どもたちの育成を推進します。

(1) 庁内推進体制

子育て支援に関する施策は福祉、保健・医療、教育、雇用、生活環境など幅広い分野に関係するため、推進にあたっては、庁内関連部局の連携を一層強化するとともに、国・県などの関係機関とも密接な連携・協力体制を整え、一体となって施策の展開を図ります。

(2)子ども・子育て会議

子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援事業計画策定にあたり、「津幡町子ども・子育て会議条例」に基づく諮問機関として位置づけられています。計画の推進にあたっては、総合的かつ計画的な推進に関することが規定されていることから、毎年の目標事業量の達成状況などを把握、点検し、「PDCAサイクル」を確実に実行し、計画達成へ向けた必要な意見や助言を行います。

(3)地域の組織と連携

地域社会は、子どもたちがその成長に伴い、広い社会との関わりを持っていくための、最も身近な社会参加の場となる環境です。町内会、主任児童委員、民生児童委員、保健関係者、教育関係団体、ボランティアや関係団体といった、地域の大人たちが相互に協力して町内の子育て支援を推進していきます。加えて、中学生から大学生までの、学生世代の参画を募っていきます。

(4)町民、企業に対する普及、啓発

子育てしやすい環境づくりについては、社会全体での取り組みが求められています。そのため子育て支援策についての幅広い情報提供に努めるとともに、地域や企業に対し、ワーク・ライフ・バランスの推進や子育て支援への理解、協力を求めています。

また、一定の規模の企業に義務付けられている一般事業主行動計画策定の推進を図ります。

第3節 計画推進にあたっての役割

(1)家庭の役割

家庭は子どもの人格形成を行う基本的な場であり、子どもたちが社会の一員として必要とする基本的な生活習慣や社会的模範を家庭の中で育み、家庭の外へ送り出す役割を担うものです。また、家庭の一人ひとりがそれぞれの役割を持ち、ジェンダーに捉われず家事や子育てに積極的に参加する意識を持つことも重要です。

同様に、未来ある子どもたちが、慣習的な性別役割に捉われず、多様な視点を学ぶことができるよう、努めていく必要があります。

(2)地域の役割

地域は家庭を支える最も身近な場であり、住民同士が互いに助け合い、子育て家庭を地域全体で支える温かな地域性を醸成していくことが肝要です。

また、地域は社会参加の重要な場であることから、子どもたちが身近な地域の中で、大人や異年齢の子どもたちとの関わりを通じて、社会性や連帯性を身につけていくことが可能となるよう、地域活動を推進することが求められます。

さらに、子どもたちそれぞれの発達の特性や、家庭環境といった多様な背景を踏まえたうえで、地域における包摂(インクルージョン)を進めていくことは、健全で活力ある地域社会の形成、並びに子どもたち一人ひとりの成長を支援するために重要です。

(3)保育園や学校などの役割

幼稚園・保育園・認定こども園、学校などは、同年代の子が集団で生活する場です。子どもたちが、遊びや学びを通じ、集団の中で生活する際の基本的な事柄を学習するとともに、家庭や地域との関りを深めながら、豊かな人間性や社会性をはぐくむ環境づくりが大切です。

また、学校教育の中では、家庭や子育ての重要性、ジェンダーに捉われず、子育てや家事に参画する重要性を、子どもたちに伝えていくことが必要です。

(4)企業の役割

共働き世帯が増加する中で、職業生活と家庭生活を過重な負担なく両立できるよう、就業環境の整備を積極的に推進することが求められます。労働時間の短縮や、特に男性が家事や育児への参画を妨げられることのない職場の雰囲気づくりや制度導入を進めるなど、社会全体として子育てしやすい環境づくりが重要です。

(5)行政の役割

本計画の確実な推進を行うため、地域、企業などの理解を得ながら、連携して事業を進めていくことが必要です。

また、町民に対して子育ての大切さ、支援の重要性などを広く啓発し、子育て支援施策についての意見や要望を聞きながら、事業の実施状況及び進捗状況を確認、評価していくことが必要です。

資料編

(1)子ども・子育て会議条例

津幡町子ども・子育て会議条例

平成26年3月13日
条例第7号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、津幡町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1)学識経験者
- (2)関係行政機関の職員
- (3)子育て支援事業所関係者
- (4)子どもの保護者(法第6条第1項に規定する子どもの保護者(同条第2項に規定する保護者をいう。)をいう。)
- (5)その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長)

第5条 会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要に応じて会議に関係者の出席を要請し、意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、町民福祉部子育て支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月14日条例第9号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月14日条例第22号)

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(2)子ども・子育て会議委員名簿

	機関	職名	氏名
1号委員	金沢星稜大学	教 授	開 仁 志
2号委員	石川中央保健福祉センター	健康推進課長	北 野 浩 子
2号委員	津幡町学校教育研究会(英田小学校)	代 表	山 田 典 子
3号委員	社会福祉法人健心会 しいのきこども園	園 長	西 田 和 美
3号委員	津幡町立園長会(井上保育園)	代 表	吉 田 真 由 美
3号委員	社会福祉法人津幡町社会福祉協議会	育児相談員	坂 本 ま ゆ み
4号委員	社会福祉法人吉竹福祉会 住吉こども園	保護者会会長	横 田 真 由
4号委員	津幡町立井上保育園	保護者会代表	嶋 春 希
5号委員	子ども会育成委員連絡協議会	会 長	酒 井 隆 史
5号委員	津幡町学童保育連絡協議会	代 長	大 澤 大 二 郎
5号委員	津幡町民生児童委員協議会	主任児童委員代表	大 浦 博 幸
5号委員	公 募		西 川 朋 子
5号委員	公 募		若 林 祥 子

(3)子ども・子育て会議の開催

第1回

日時:令和6年11月12日(火) 10時00分～

場所:津幡町役場 2階 庁議室

内容:・津幡町子ども・子育て会議会長の専任、職務代理の指名について

- ・「第3期津幡町子ども・子育て支援事業計画」策定に向けたアンケート調査結果報告及び計画骨子案について

第2回

日時:令和7年1月24日(金) 10時00分～

場所:津幡町役場 2階 201会議室

内容:・「第3期津幡町子ども・子育て支援事業計画」素案について

第3回

日時:令和7年3月24日(月) 10時00分～

場所:津幡町役場 2階 201会議室

内容:・「第3期津幡町子ども・子育て事業計画」案について

- ・第2期津幡町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況報告について
- ・令和7年度新規事業について

(4)パブリックコメントの実施

実施期間:令和7年3月6日(木)～3月19日(水)

掲示方法:町HP及び広報紙にて案内、また庁舎窓口での掲示による。

第3期
津幡町子ども・子育て支援事業計画

発行日:令和7(2025)年3月

発行者:津幡町子育て支援課

〒929-0393 石川県河北郡津幡町字加賀爪二 3 番地

TEL:076-288-6726/FAX:076-288-5646

Mail: kosodate@town.tsubata.lg.jp